

第3期日光市子ども・子育て支援事業計画

令和7年(2025年)3月

日 光 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画策定の市民参加	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	6
1 第2期計画の実施状況	6
2 日光市の地域特性	7
3 統計にみる日光市の状況	8
4 現状及びアンケート結果からみる課題	25
第3章 基本理念と施策の体系	28
1 基本理念と基本施策	28
2 施策の体系	29
第4章 乳幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業	30
1 子ども・子育て支援制度による区分等	30
2 提供区域の設定	31
3 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保	32
4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	39
5 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画	51
6 母子保健計画	52
7 子どもの貧困対策計画	55
第5章 計画の推進に向けて	56
1 計画の推進と他計画との連携	56
2 計画に関する情報提供及び周知・啓発	56
3 計画の検証と補正	57

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化しています。近年は子どもの不登校や自殺、虐待、さらには子どもの貧困についても増加傾向にあり、複雑化する課題に対し社会全体として包括的に子どもを支える取組が必要となっています。

国では、令和5年度にこども家庭庁を発足し、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども基本法が施行されました。

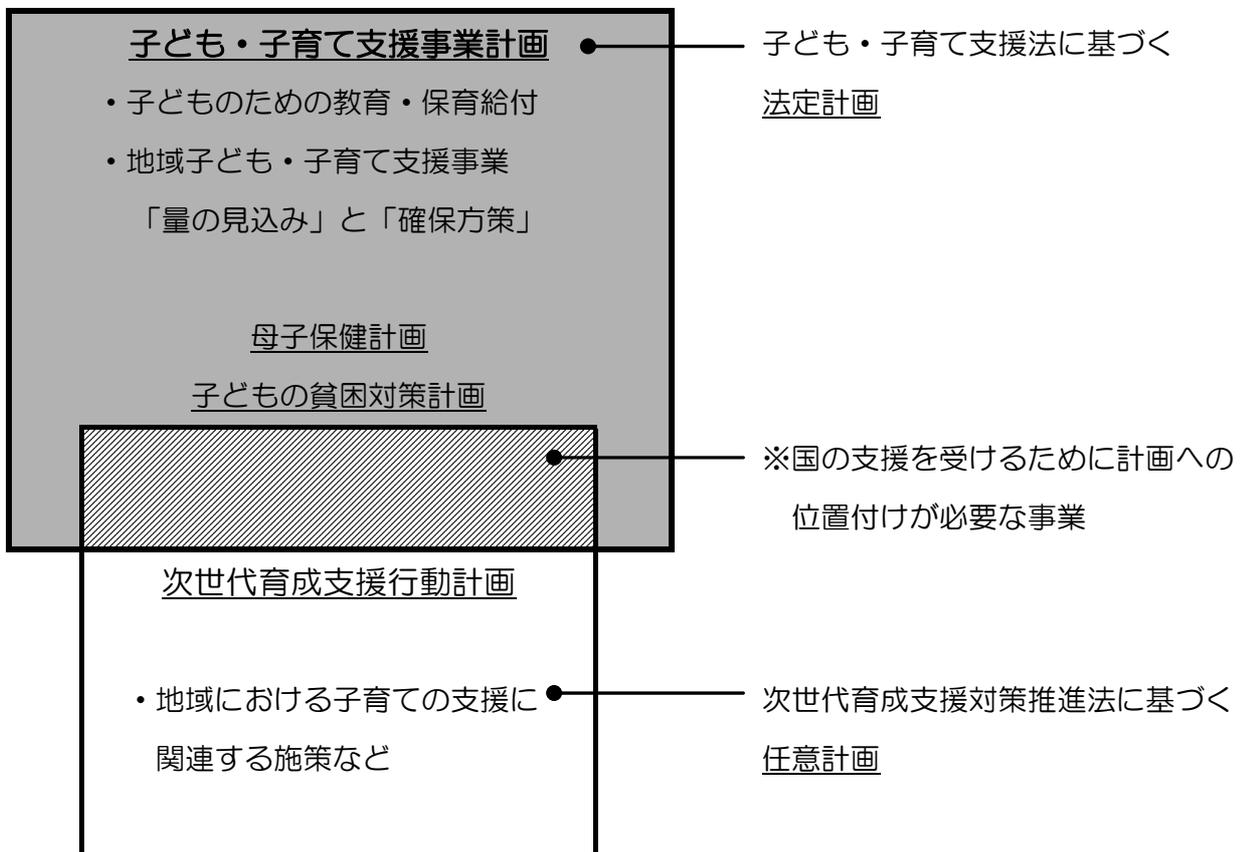
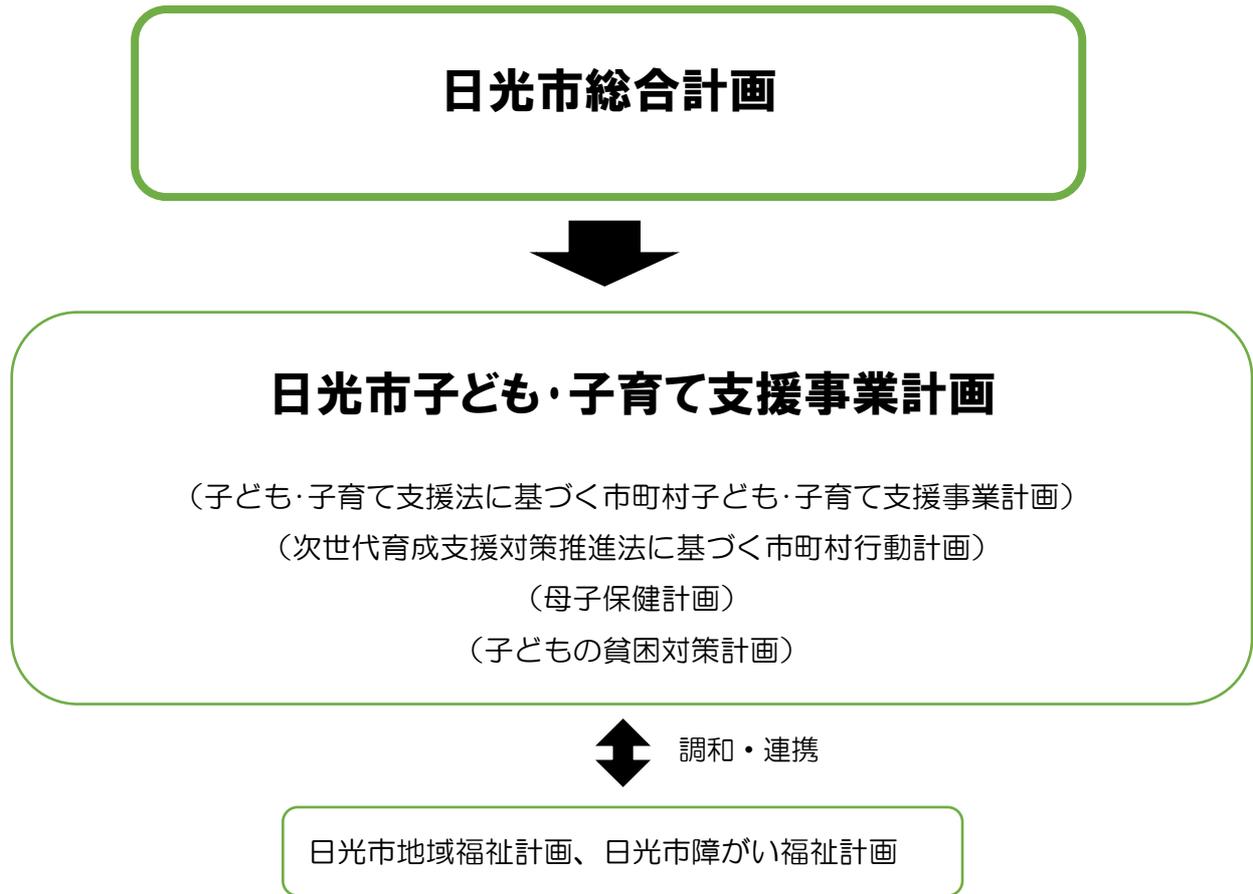
日光市においては、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立したことを受け、平成27年度から5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期計画の終期には、令和2年度から令和6年度までの第2期計画を策定し、各事業を計画的に推進してきました。本計画は、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられており、現行計画（第2期）の終期が令和6年度であることから、令和7年度を始期とする第3期計画の策定が必要となります。策定にあたっては、子ども・子育て支援法の基本理念である、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子育て世帯からのニーズ調査を基に現状と課題を把握し、地域の特性を反映した実効性のある計画とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定します。日光市総合計画を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び母子保健計画並びに子どもの貧困対策計画を兼ねます。

なお、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項とされる幼児期の教育・保育・地域の子育て支援については、市が定める区域ごとに、各年度における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定め、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に係る項目については、日光市総合計画に基づく実施計画や日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略などにおいても、その目標を示し進捗管理を行っていることから、国の支援を受けるために計画への記載を必要とする部分のみを盛り込み、事業計画を中心にした計画とします。

◆ 計画の位置づけ

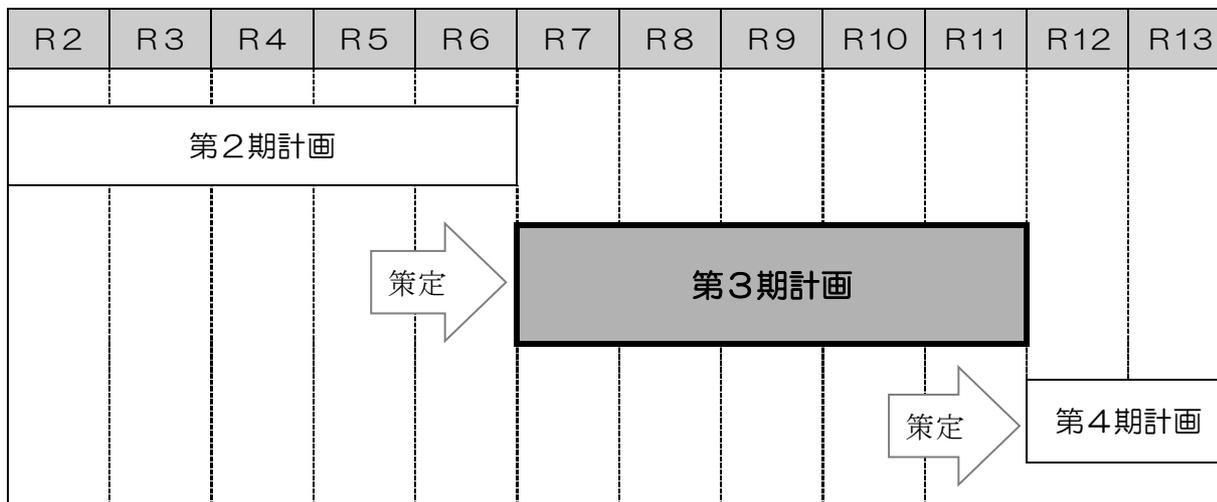


3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

現状に即した適切な子ども子育て支援体制を確保するため、年度毎に進捗状況を把握し、必要に応じ見直しを行います。

(年度)



4 計画策定の市民参加

(1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

【調査方法】

調査名	日光市子育て支援についてのアンケート調査
(1) 調査対象者	市内在住の就学前の児童と小学校3年生以下の子どもがいる 2,591世帯（R5.12.6時点）
(2) 調査配布数	2,591件
(3) 調査方法	調査依頼の文書を市内小学校（今市特別支援学校含む）・認定 こども園・幼稚園・保育所を通じて配付。未就園児に関しては 郵送。対象者は依頼書のQRコードからWEBで回答。
(4) 調査実施期間	令和5年12月19日～令和6年1月22日

【回収状況】

配布数	回収数（未就学児の保護者の回答数）	回収率
2591件	570件	21.99%

【地域別回収状況】

地域区分	配布数	回収数	回収率（%）
今市地域	2199	459	20.87
日光地域	209	62	29.66
藤原地域	168	29	13.69
足尾地域	9	2	20.22
栗山地域	6	3	50.00
その他	—	14	

【調査項目】

- 1.子ども、家族の状況
- 2.子どもの育ちをめぐる環境
- 3.保護者の就労状況
- 4.平日の定期的な教育・保育の利用状況
- 5.地域子育て支援拠点事業の利用状況
- 6.土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育の利用希望
- 7.病気の際の対応
- 8.不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
- 9.小学生のお子様の放課後の過ごし方
- 10.育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
- 11.妊娠中及び産後の悩みや不安の相談（母親のみ回答）
- 12.新型コロナウイルスについて
- 13.子育て全般について

(2) 日光市子ども・子育て審議会

市民代表の組織として、子ども関係団体関係者、教育・保育関係者、学識経験者、保護者及び公募委員から設置された「日光市子ども・子育て審議会」による協議、意見の聴取を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

意見を募集した期間 令和6年12月6日（金）～令和7年1月6日（月）

(4) 子どもの意見

夏休み期間中に放課後児童クラブと子ども食堂においてワークショップ及びアンケート調査を実施

【調査①】保護者を対象としたアンケート

(1) 調査対象者	放課後児童クラブ利用児童の保護者（9か所） 子ども食堂利用児童の保護者（1か所）
(2) 調査件数	配布：291件 回収：167件（56.48%）
(3) 調査内容	住んでいる地域や家族構成、平日と休日の子どもの遊び場や遊ぶ人、子どもの遊ぶ場所に対する考え等に関するアンケート
(4) 調査実施期間	令和6年8月6日～年8月30日

【調査②】子どもを対象としたワークショップ

(1) 調査対象者	放課後児童クラブ利用児童（9か所） 子ども食堂利用児童（1か所）
(2) 参加者数	152人
(3) 調査内容	どこで遊んでいた（過去）現在どこで遊んでいる（現在）日光市にあったらいい場所（未来・希望）について、遊ぶ人、場所、遊び方を地図上にマーキング
(4) 調査実施日	令和6年8月6日、7日、9日、15日、21日、22日

【調査③】子どもを対象としたアンケート

(1) 調査対象者	放課後児童クラブ利用児童（9か所） 子ども食堂利用児童（1か所）
(2) 調査件数	配布：355件 回収：246件（71.47%）
(3) 調査内容	どこで遊んでいた（過去）現在どこで遊んでいる（現在）日光市にあったらいい場所（未来・希望）について、遊ぶ人、場所、遊び方についてのアンケート
(4) 調査実施期間	令和6年8月6日～8月30日

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 第2期計画の実施状況

第2期計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本方針により、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、当市の子育て環境の更なる向上を目指し、各種施策を推進してきました。なお、量の見込みを上回った事業についても、弾力的に対応することにより、適切な提供体制を確保しました。

■第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

乳幼児期の教育・保育の確保		単位	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	(令和5年度見込み)
1	施設利用定員	人	2,343	2,298	2,253	2,143	(2,204)
地域子ども・子育て支援事業		単位	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	(令和5年度見込み)
1	利用者支援事業	か所	4	4	4	4	(4)
2	地域子育て支援拠点事業	人月	608	965	830	794	(1,981)
3	妊婦健康診査	人	4,356	4,015	3,438	3,379	(3,480)
4	乳児家庭全戸訪問事業	人	371	341	309	256	(290)
5	養育支援訪問事業	人	840	598	544	530	(573)
6	子育て短期支援事業	人	56	47	6	36	(59)
7	子育て援助活動支援事業	人	1,884	2,633	1,688	943	(3,927)
8	一時預かり事業（在園児対象）	人	11,946	11,418	9,412	11,147	(10,750)
	一時預かり事業（上記以外）	人	330	366	500	420	(494)
9	時間外保育事業	人	214	246	278	271	(340)
10	病児・病後児保育事業	人	65	121	333	389	(297)
11	放課後児童健全育成事業	人	1,620	1,550	1,619	1,624	(1,388)

※令和5年度見込みについては第2期計画における令和5年度末の見込みであり、令和5年度の実績と比較出来るよう参考に掲示しております。

2 日光市の地域特性

日光市は、栃木県の北西部に位置し、市の総面積は約 1,450 平方キロメートルで、栃木県のおよそ4分の1を占めるという広大な面積を誇り、全国でも3番目の広さとなっています。

地形は、標高 200 メートル程度の平坦地域から 2,000 メートルを越す山岳地域まで大きな起伏があり、その特性から、総人口の8割以上が、今市地域を中心とした南東部の平坦地域に居住しています。

年少人口（0～14 歳）を地域別でみると、全ての地域で大幅な減少傾向がみられ、今市地域の年少人口指数は 17.72%(1.52 ポイント減)、日光地域が 11.77%(2.72 ポイント減)、藤原地域が 10.96%(2.30 ポイント減)、足尾地域が 5.39%(4.25 ポイント減)、栗山地域が 3.35%(3.86 ポイント減)となっています。

日光市

栗山地域

年少人口指数
3.35%

藤原地域

年少人口指数
10.96%

日光地域

年少人口指数
11.77%

足尾地域

年少人口指数
5.39%

今市地域

年少人口指数
17.72%

- * 年少人口指数・・・生産年齢人口に対する年少人口（15歳未満）の比率
- * 日光市年少人口指数 第2期計画掲載データ（H31.4.1現在住民基本台帳より算出）
第3期計画掲載データ（R6.4.1現在住民基本台帳より算出）

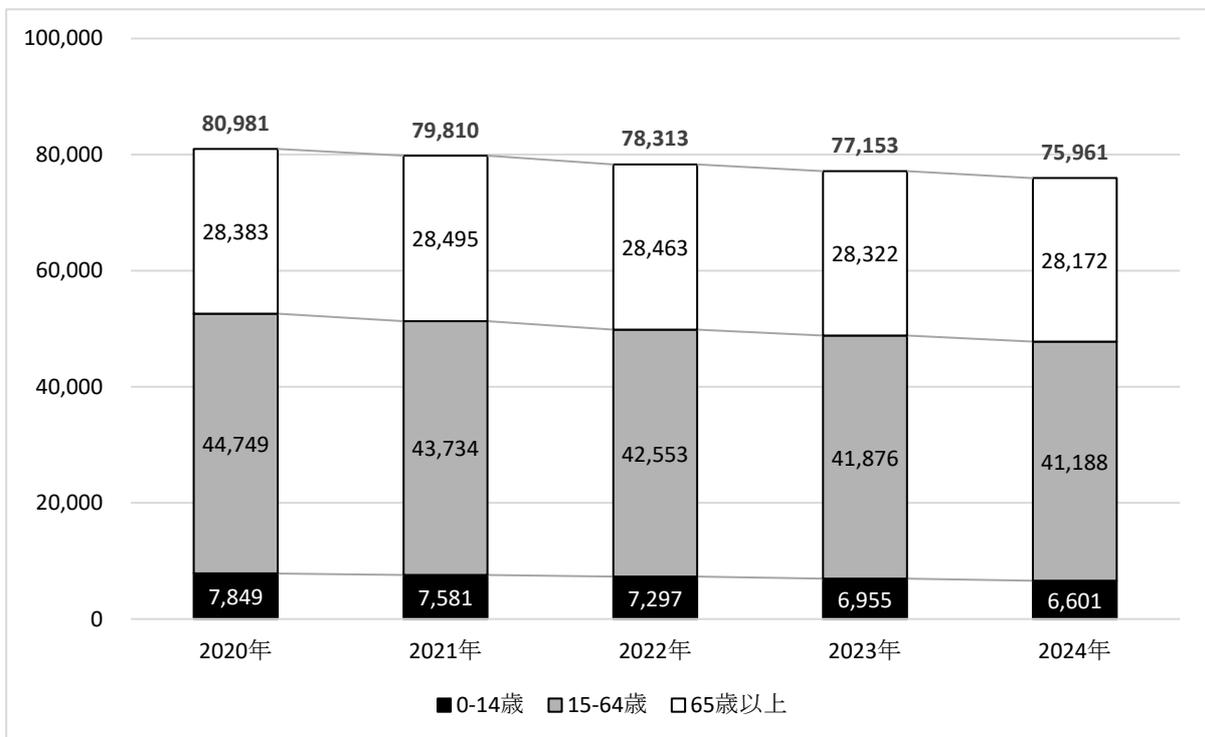
3 統計にみる日光市の状況

(1) 人口

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

2020年から2024年までの日光市の総人口の推移をみると、一貫して年々減少する傾向にあります。

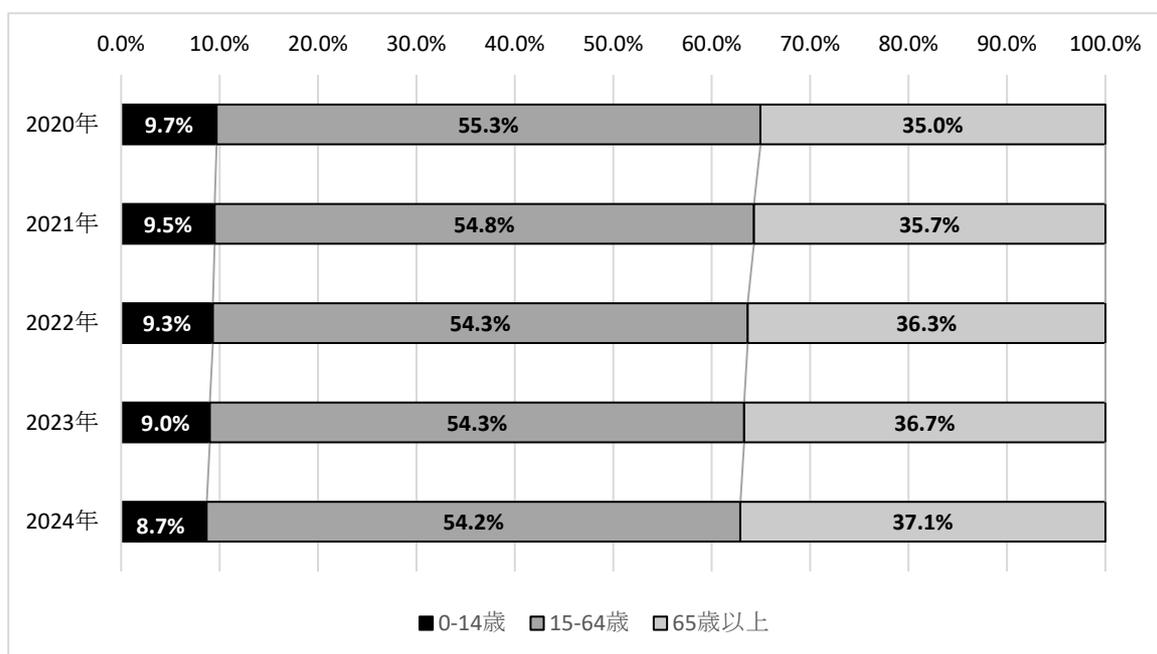
年齢3区分別では、0-14歳の年少人口及び15-64歳の生産年齢人口はいずれも毎年減少傾向が続いています。65歳以上の高齢者人口は、2021年をピークに、それ以降減少しています。



資料：住民基本台帳（毎年4月1日で算出）による（外国人も含む）

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別の人口の割合をみると、0-14歳の年少人口の割合は、2020年から2024年にかけて減少する傾向が続き、2020年では9.7%あった割合が2024年には8.7%と1.0ポイント減少しています。また、15-64歳の生産年齢人口割合も概ね減少傾向にあり、2020年で55.3%あった割合が2024年には54.2%と1.1ポイント減少しています。これに対して、65歳以上の高齢者人口の割合は増加する傾向が続き、2020年では35.0%だった割合が2024年には37.1%と2.1ポイント増加しています。

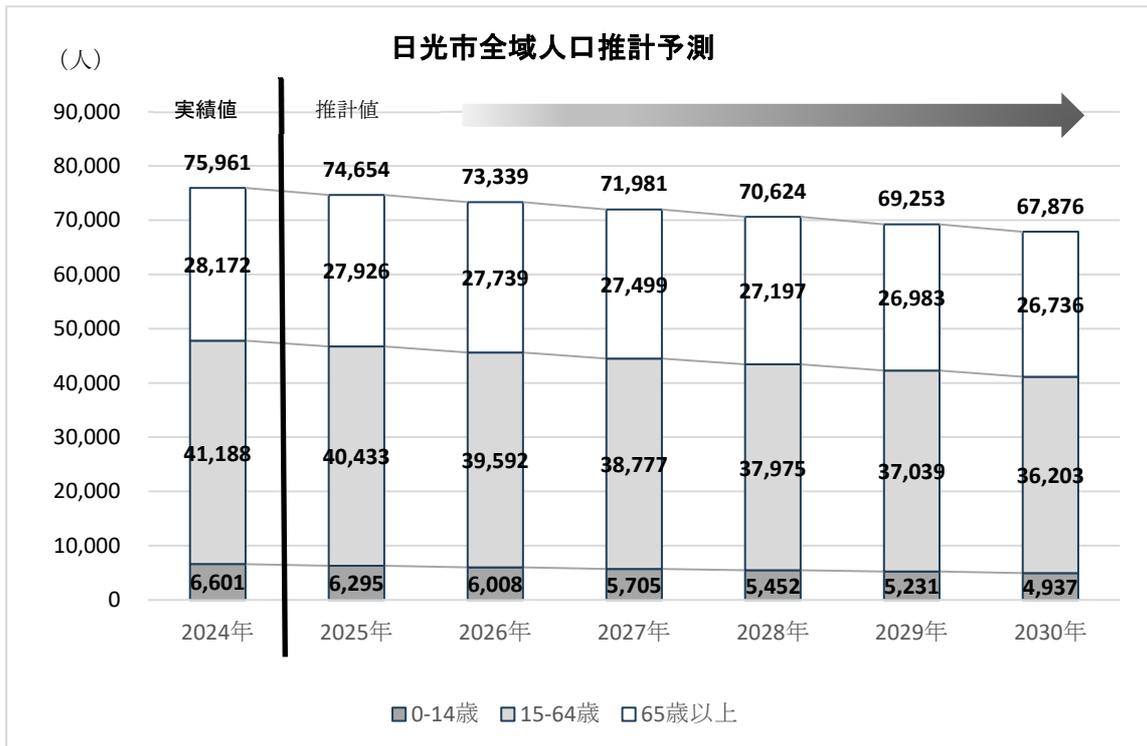


資料：住民基本台帳（毎年4月1日で算出）による（外国人も含む）

③ 年齢3区分別人口推移の推計値（全市及び地域別）

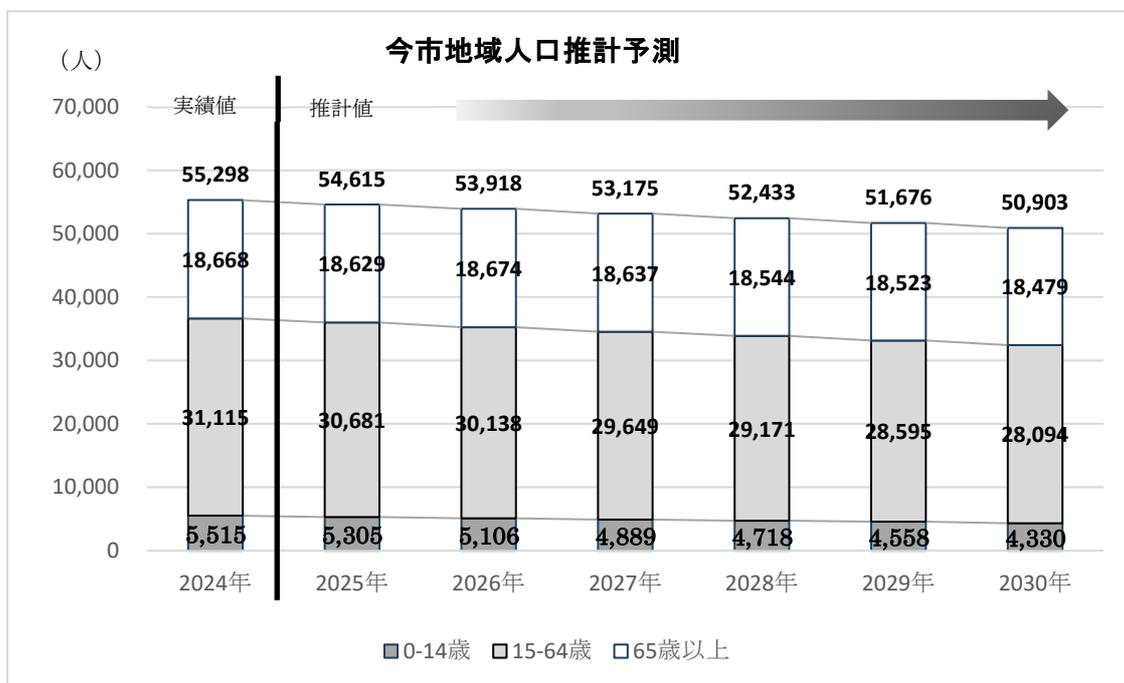
2025年から2030年までの5年間の人口推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、2030年には67,876人になると予想されています。

年齢3区分別では、2030年までに0-14歳の年少人口は1,664人、15-64歳の生産年齢人口は4,985人、65歳以上の高齢者人口は1,436人減少する予想となり、年齢3区分すべてに減少傾向がみられます。

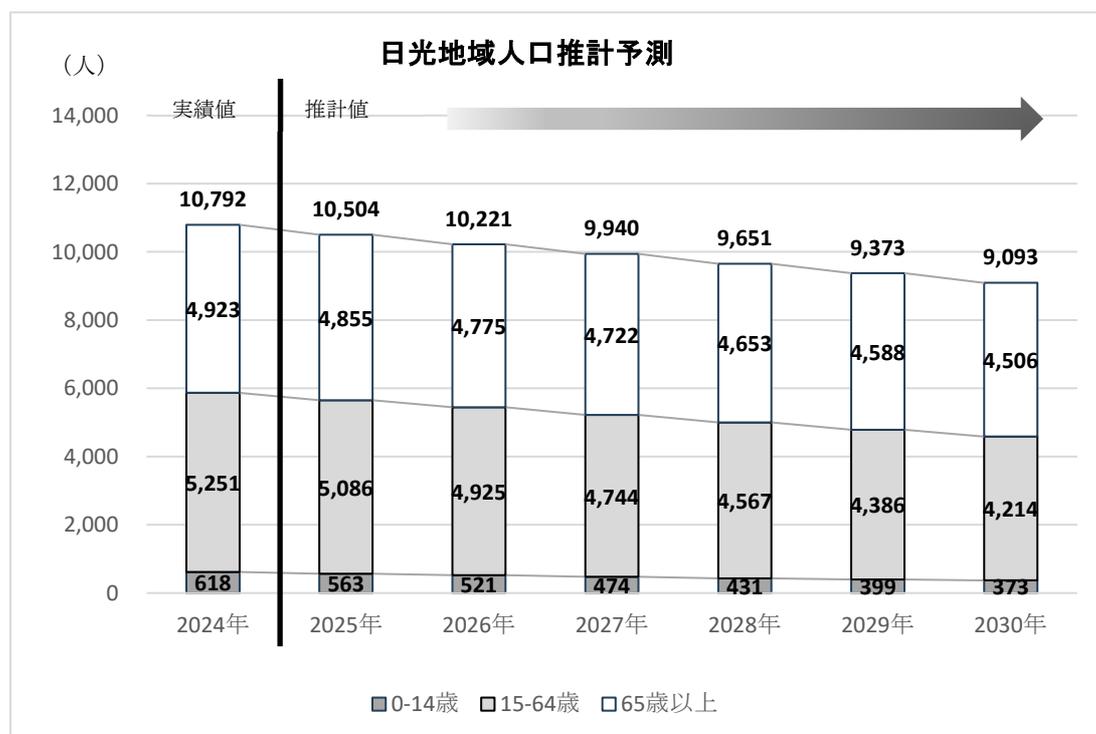


資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計値

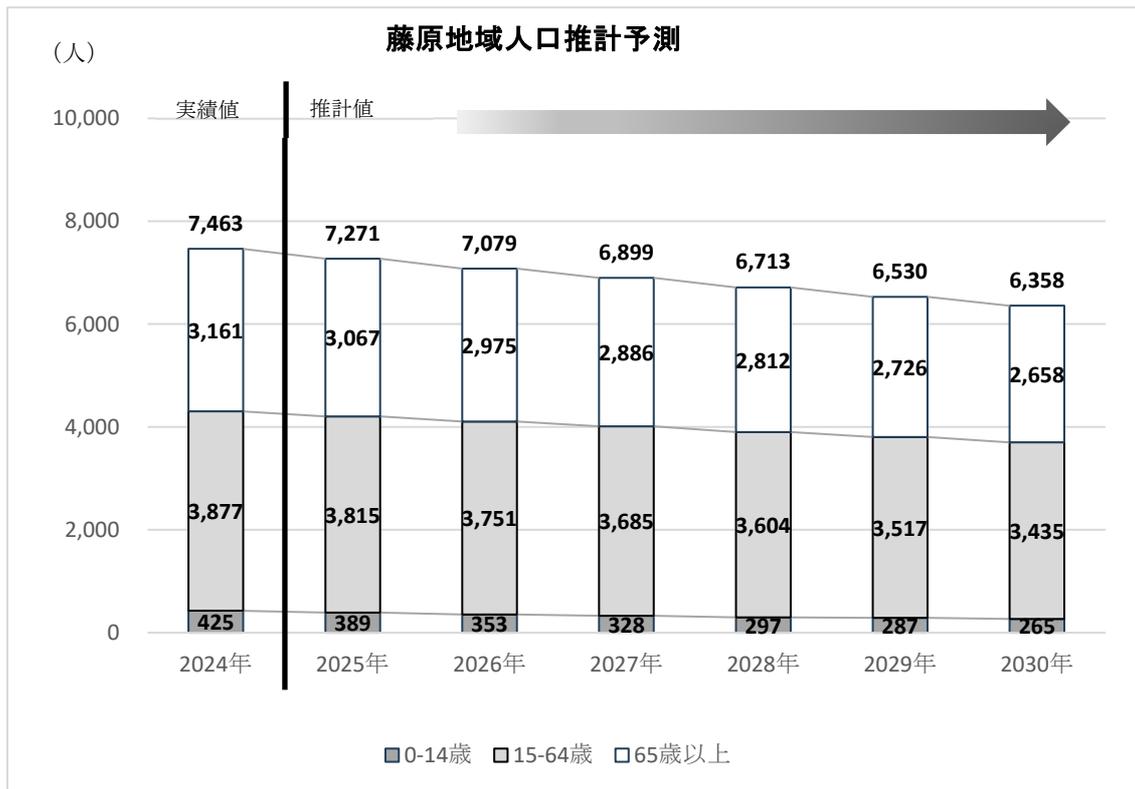
5地域（今市地域、日光地域、藤原地域、足尾地域、栗山地域）の人口推移予測を年齢3区分別にみても、人口推移予測の減少傾向は変わりません。いずれの地域でも0-14歳の年少人口及び15-64歳の生産年齢人口は毎年減少傾向がみられます。



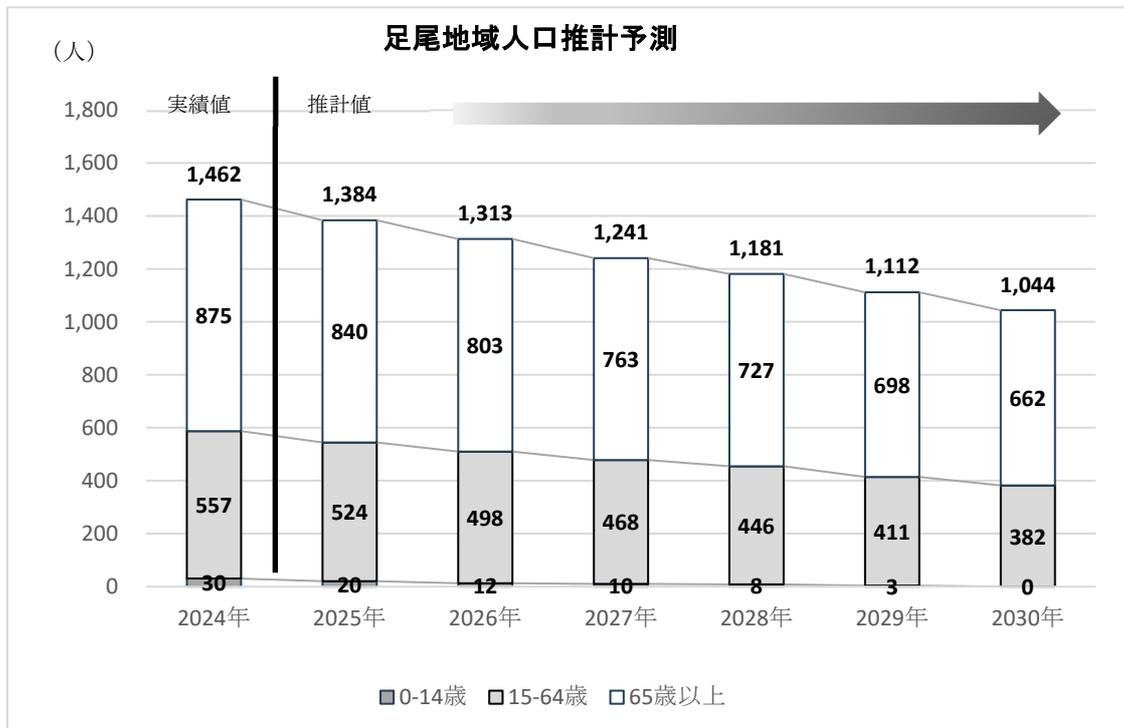
資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計値



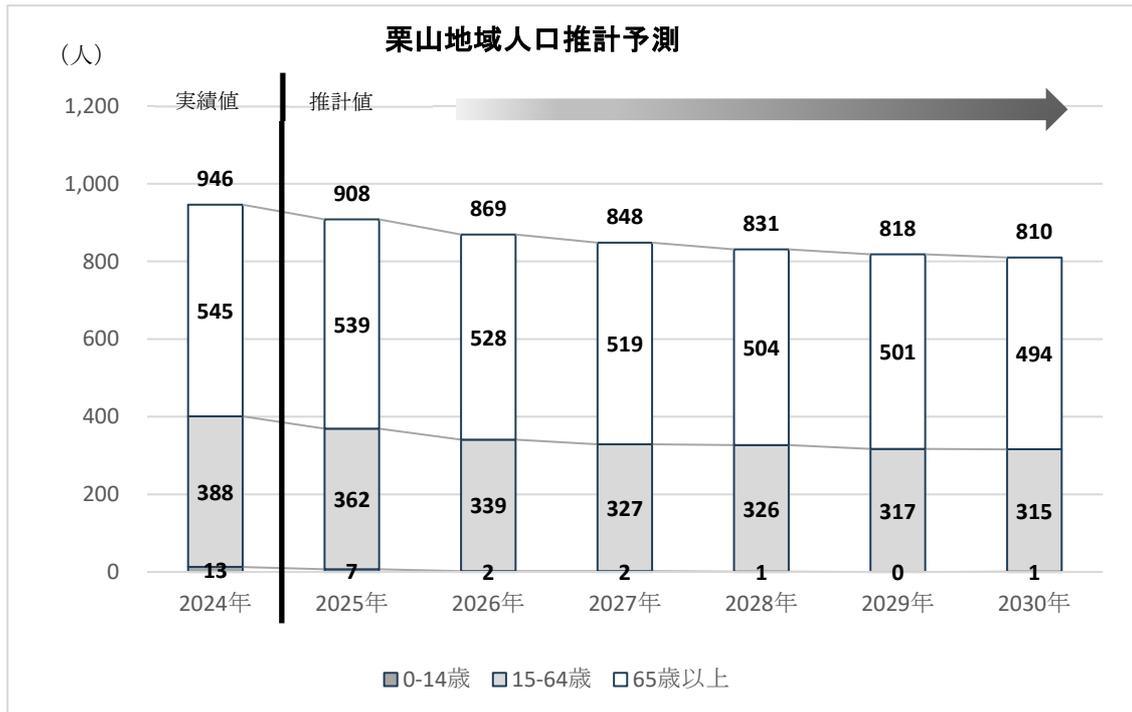
資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計値



資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計値



資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計値

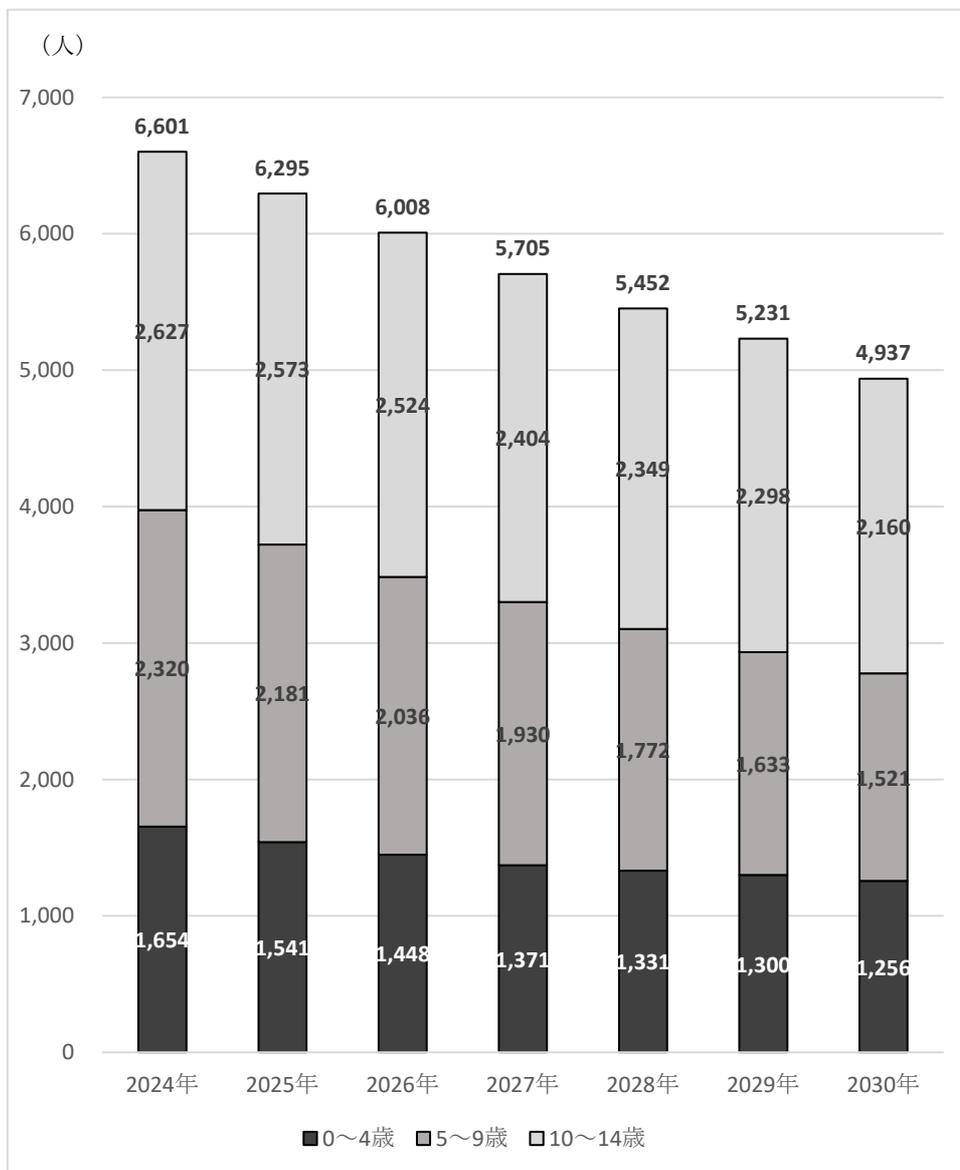


資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計値

なお、これらの地域別人口推移予測については、各地域の過去5年分の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）の人口推移データを基に、コーホート変化率法により推計した予測値となっているので、日光市全体の予測値と地域別予測値の合計値は一致しません。

④ 0歳-14歳の年少人口推移の推計値（全市）

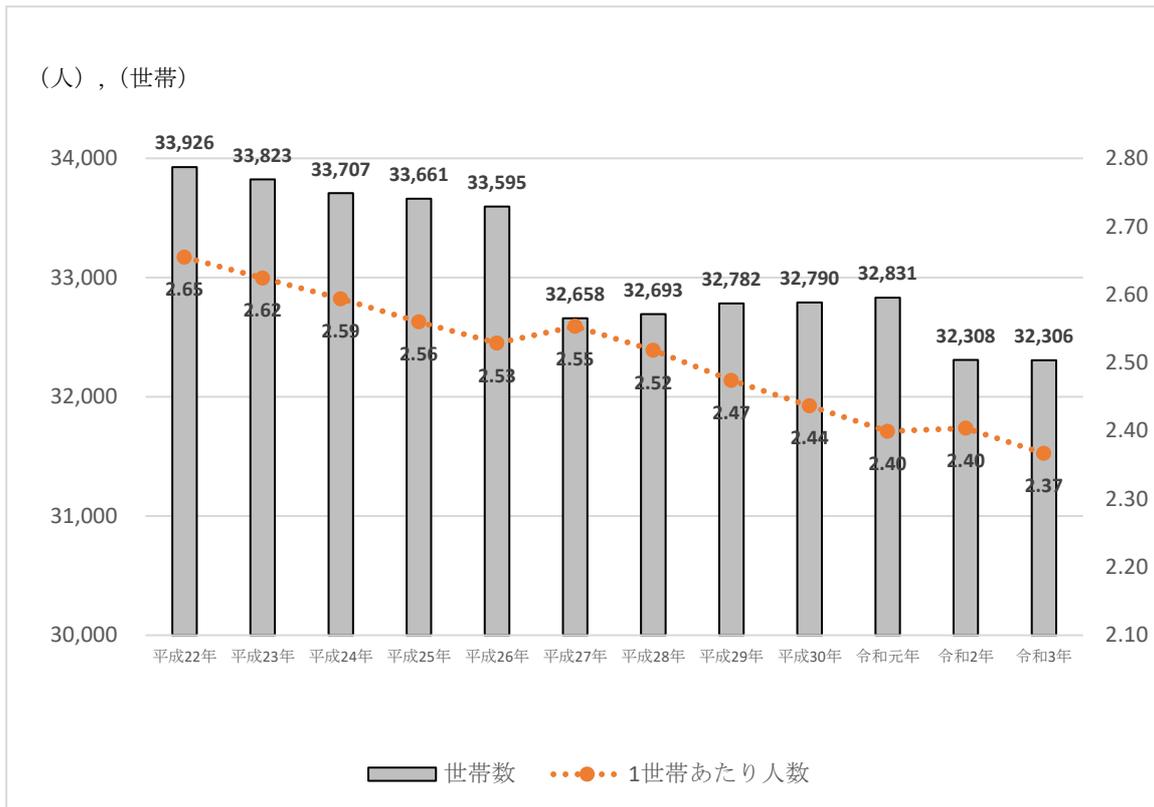
0-14歳の年少人口推移の推計値をみると、2024年の6,601人から2030年には4,937人と、1,664人減少すると予測されます。これは、わずか5年で年少人口が約25%以上減少してしまうという予測であり、かなり顕著な減少幅といえます。



資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計値

⑤ 世帯数と1世帯あたり人員の推移

日光市の世帯数は、平成22年をピークに減少し平成27年からは増加傾向にありましたが、令和2年度以降減少に転じ、ピーク時よりも大幅に世帯数が減少しています。また、1世帯あたりの人数は平成22年以降、概ね減少する傾向が続いています。このことは、当市における人口減少が恒常化しつつある深刻な状態にあることを示していると考えられます。



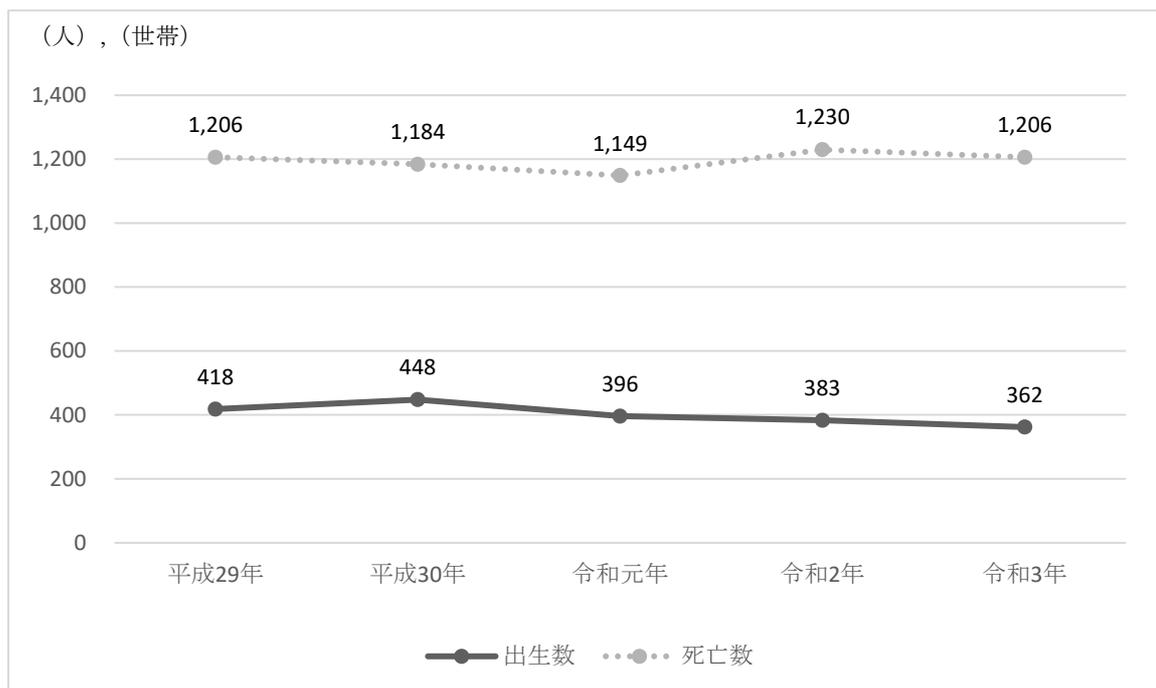
資料：日光市統計書による

(2) 出生数、死亡数の推移《自然動態²》

平成29年度以降の自然動態をみると、常に出生数を死亡数が上回る自然減の傾向が続いており、日光市の自然動態は中長期的な自然減の傾向にあると考えられます。

出生数については、減少傾向が止まらず、令和3年度では362人と、平成29年度の418人と比べると、56人少なくなっています。

一方、死亡数については、令和元年にかけて減少したものの、令和2年に増加し、令和3年には平成29年と同様の1,206人となりました。5年間の死亡数の平均値は1,195人となっています。



(単位：人)

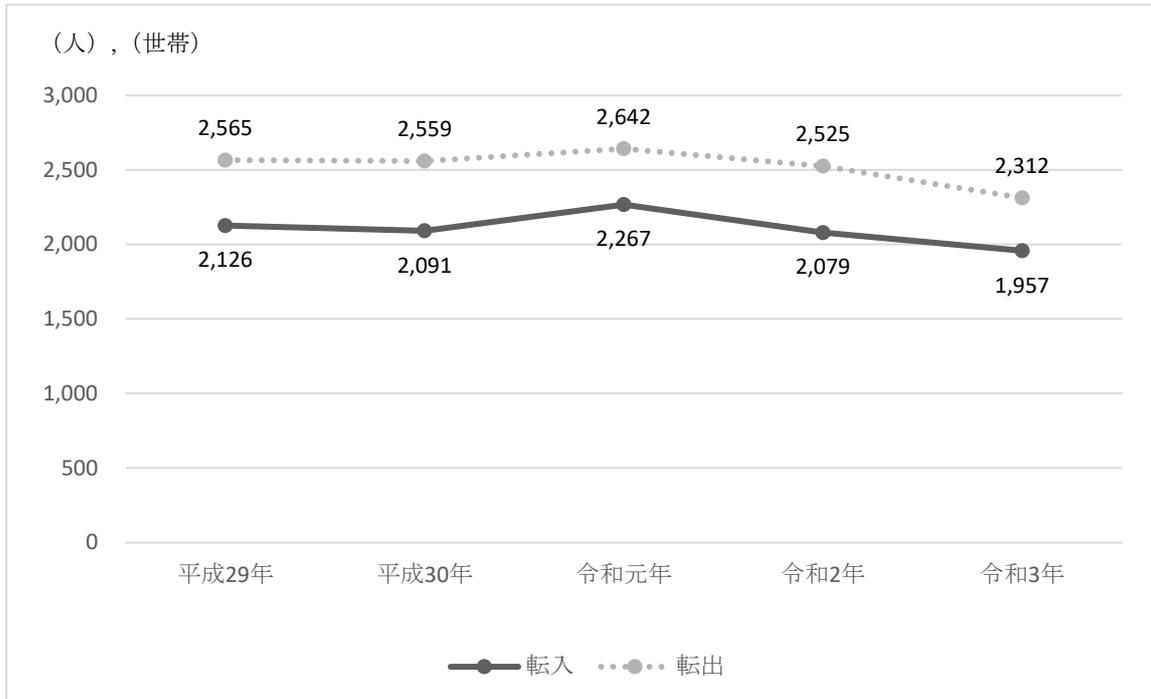
年度	出生数	死亡数	自然増減 (出生－死亡)	人口	人口の増減 (対前年)
平成29年度	418	1,206	-778	81,100	-2,431
平成30年度	448	1,184	-736	79,896	-1,204
令和元年度	396	1,149	-753	78,768	-1,128
令和2年度	383	1,230	-847	77,661	-1,107
令和3年度	362	1,206	-884	76,462	-1,199

資料：日光市統計書による

(3) 転入転出の状況《社会動態³⁾》

平成29年度から令和3年度までの日光市の社会動態をみると、令和元年にかけて転入者、転出者ともに増加し、その後は減少傾向にあります。常時転出者が転入者を上回る、社会減の状態が続いています。

転入者数は平成29年度の2,126人から令和3年度には1,957人と169人減少しています。一方、転出者数は平成29年度の2,565人から令和3年度には2,312人と253人減少しています。



(単位：人)

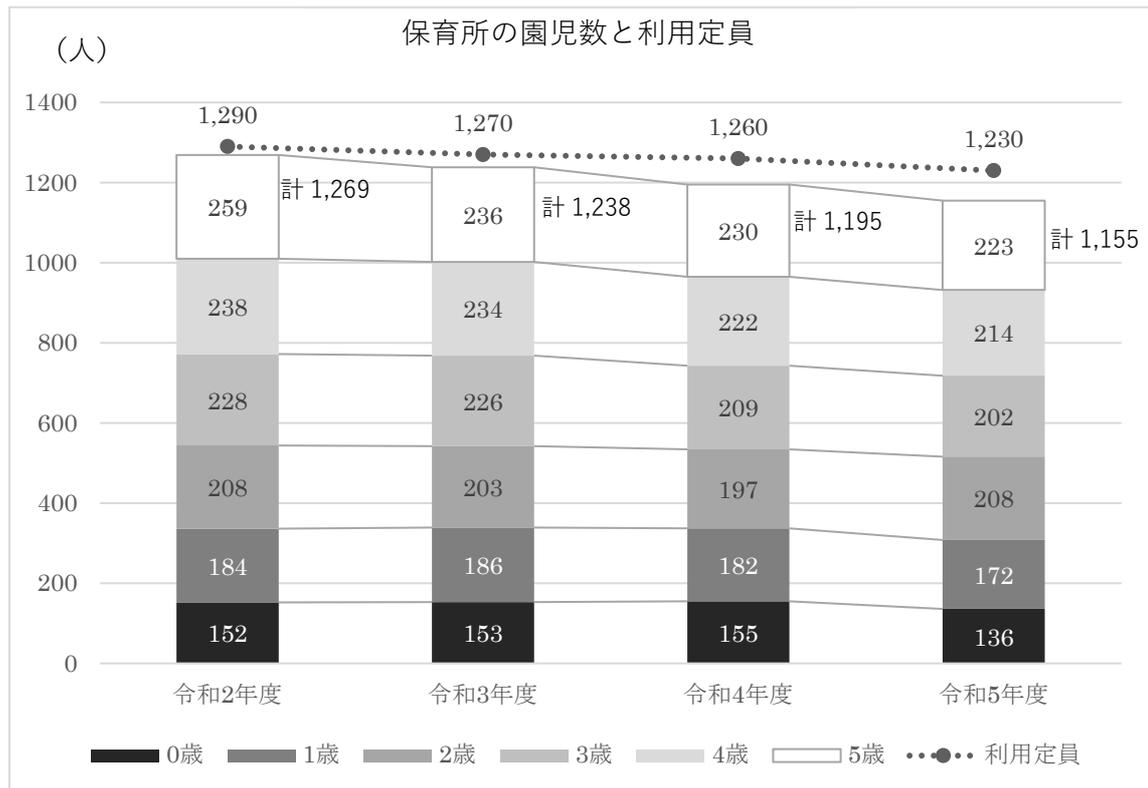
年度	転入	転出	社会増減 (転入者－転出者)	人口	転出入割合※
平成29年度	2,126	2,565	-439	81,100	-0.54%
平成30年度	2,091	2,559	-468	79,896	-0.59%
令和元年度	2,267	2,642	-375	78,768	-0.48%
令和2年度	2,079	2,525	-446	77,661	-0.57%
令和3年度	1,957	2,312	-355	76,462	-0.46%

※転出入割合＝社会増減÷人口×100

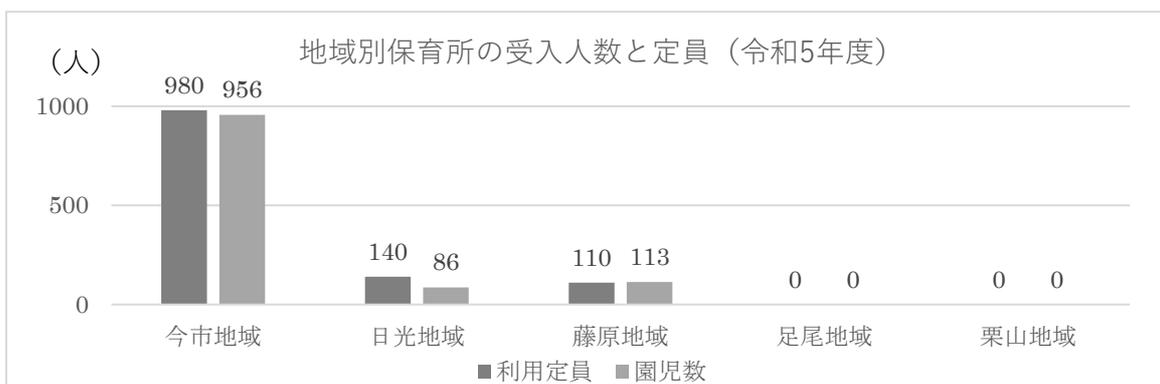
資料：日光市統計書による

(4) 保育所の状況 (受入数と定員数の推移)

令和5年度において、日光市に設置されている保育所数は公立・私立合わせて14か所で、利用定員を1,230人(認可定員1,460人)確保しています。これに対して園児数は1,155人(令和6年3月現在)と十分な定員が確保されていると考えられます。令和2年度以降の推移をみても、利用定員は園児数を上回っており、十分な定員数が確保されてきたことがわかります。

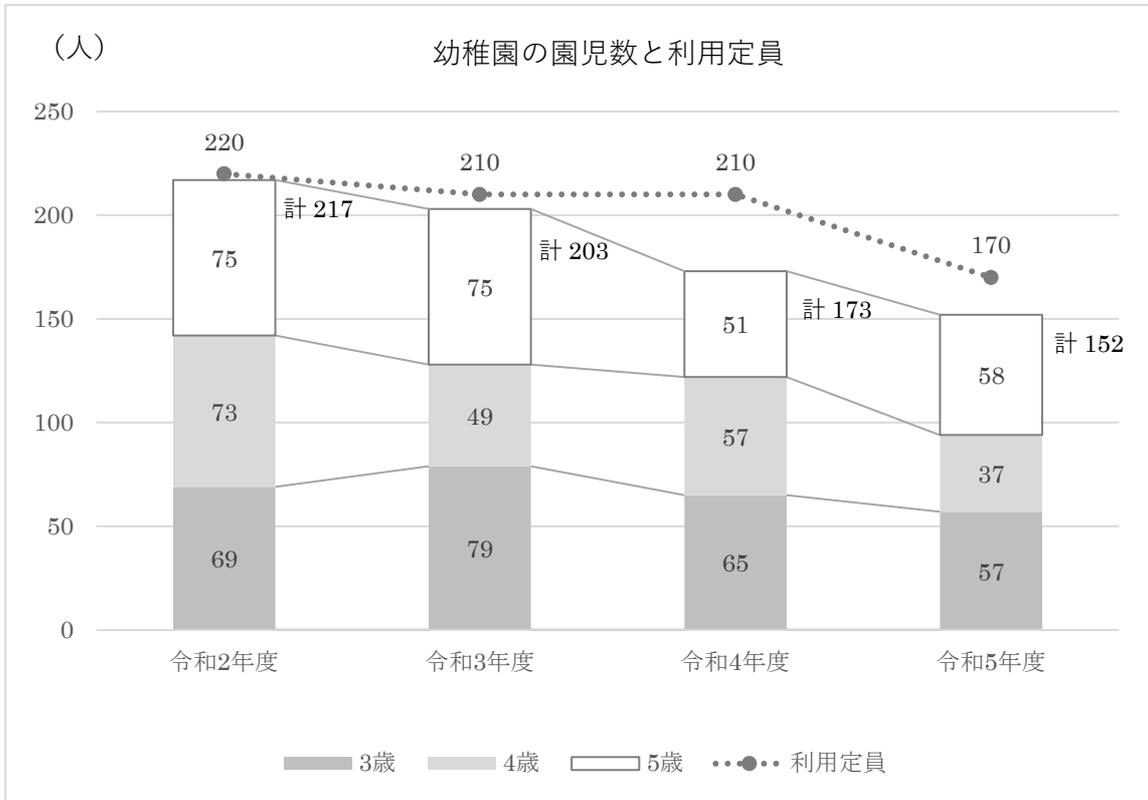


また、地域的な状況をもみても、今市地域、日光地域の利用定員は園児数を上回っており、十分な定員数が確保されていることがわかります。藤原地域は園児数が利用定員を若干上回っていますが、これは入所者に応じた利用定員を設定した後、新たに年度途中の入所者が生じたことが要因であり、国が想定されるものとして定める許容範囲内であるため、確保体制に支障は生じていません。

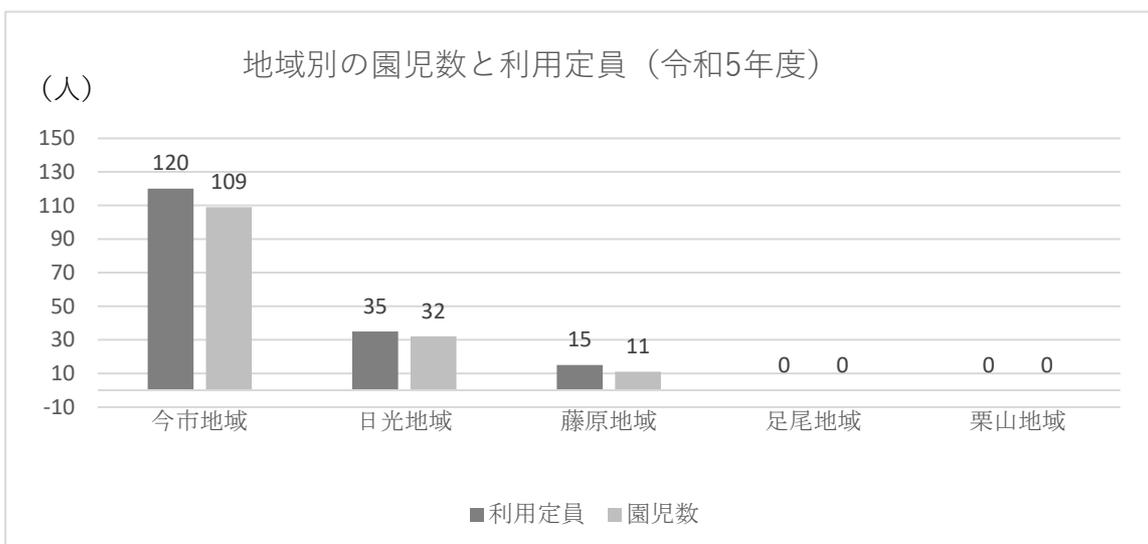


(5) 幼稚園の状況 (受入数と定員数の推移)

令和5年度では、日光市に設置されている幼稚園は3か所(今市・日光・藤原地域)で、利用定員170人(認可定員560人)確保しています。これに対して受入人数は152人(令和6年3月3月現在)と十分な定員が確保されていると考えられます。

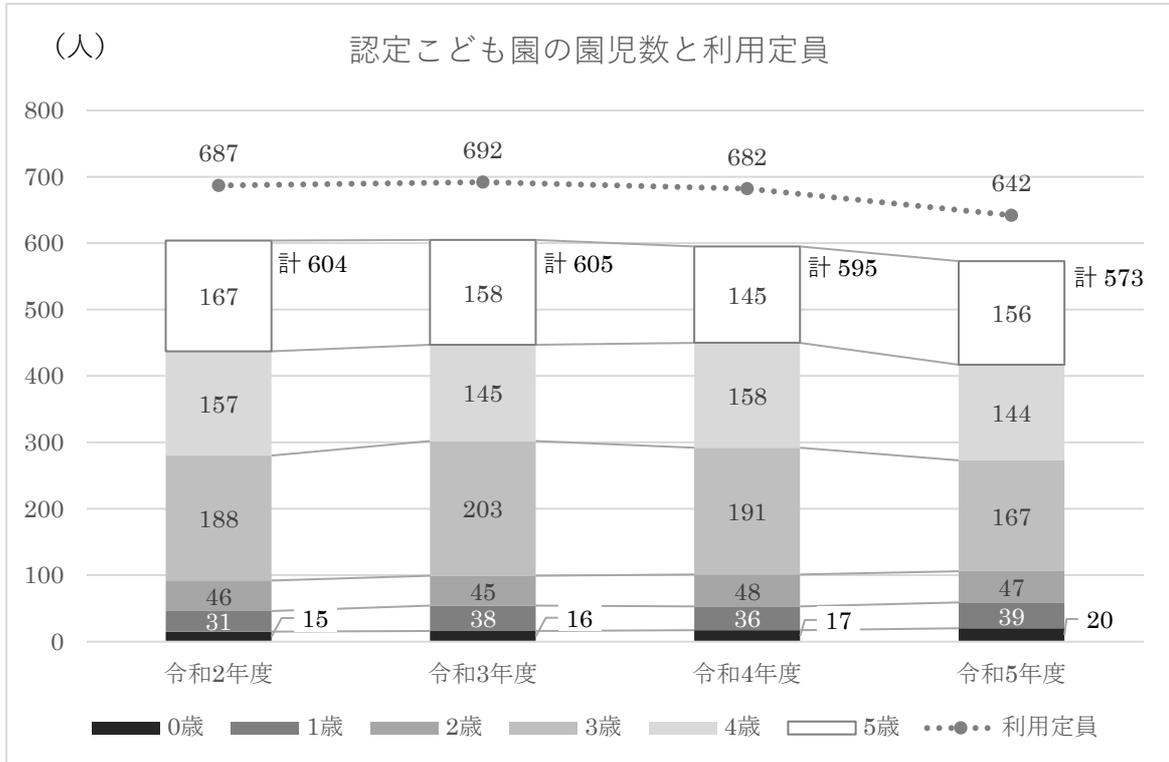


地域別にみても、現在幼稚園が設置されている今市地域、日光地域、藤原地域のいずれにおいても受入体制にゆとりがあることがわかります。

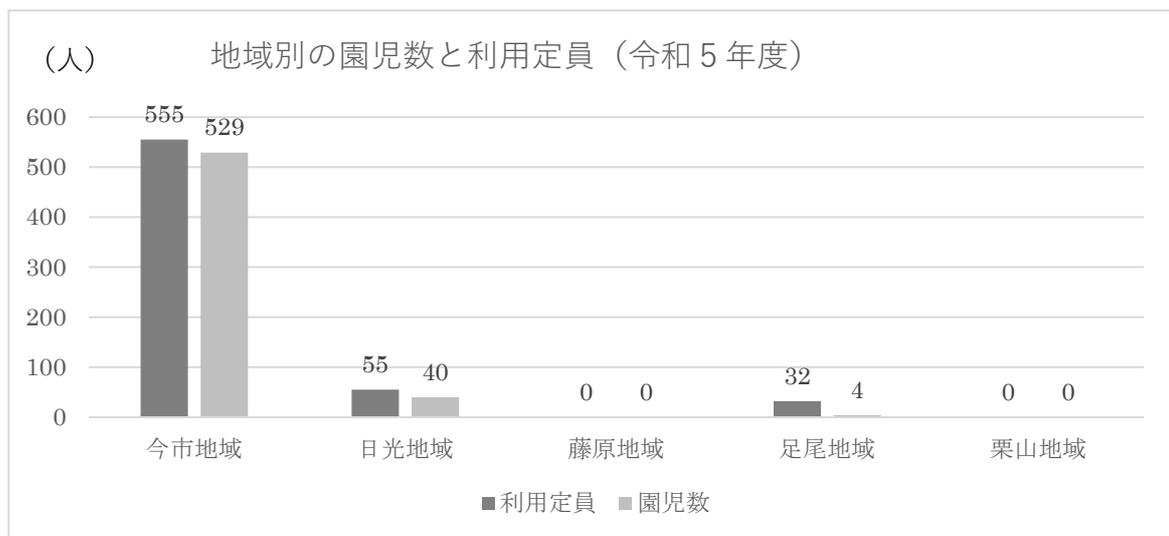


(6) 認定こども園の状況 (受入数と定員数の推移)

令和5年度において、日光市に設置されている認定こども園は5か所（今市・日光・足尾地域）で、利用定員は642人（認可定員891人）を確保しています。これに対して受入人数は573人（令和6年3月現在）と十分な定員が確保されていると考えられます。

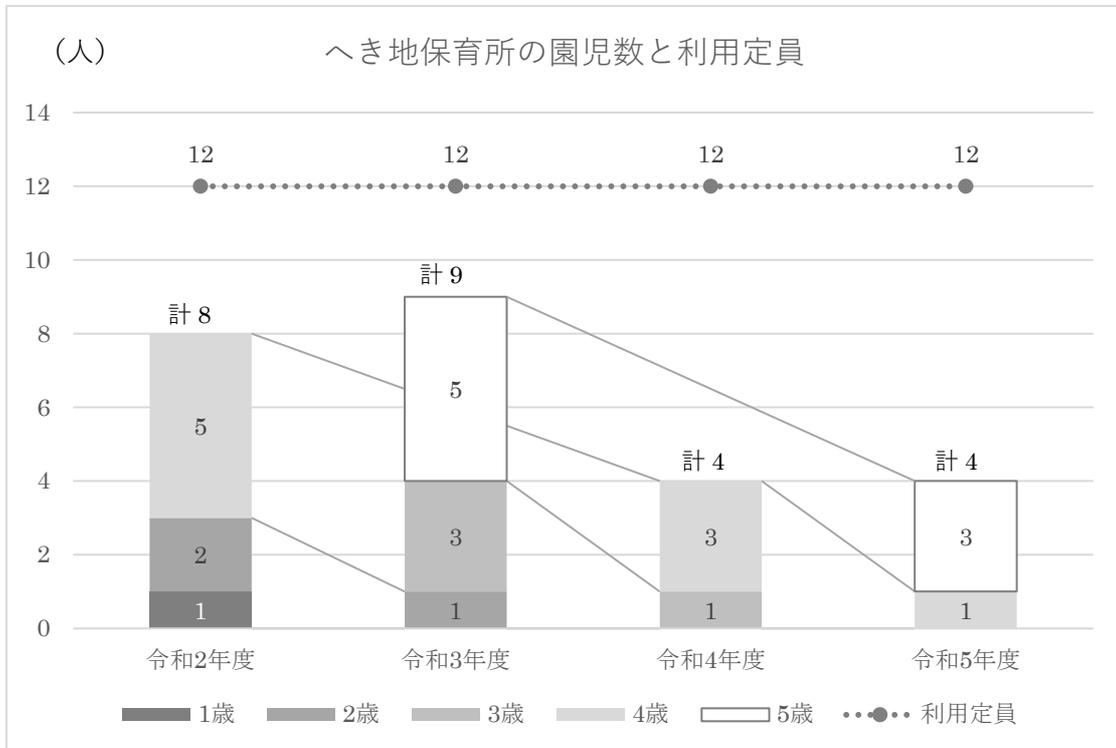


地域別にみても、認定こども園が設置されている今市地域、日光地域、足尾地域のいずれにおいても、受入体制にゆとりがあることがわかります。



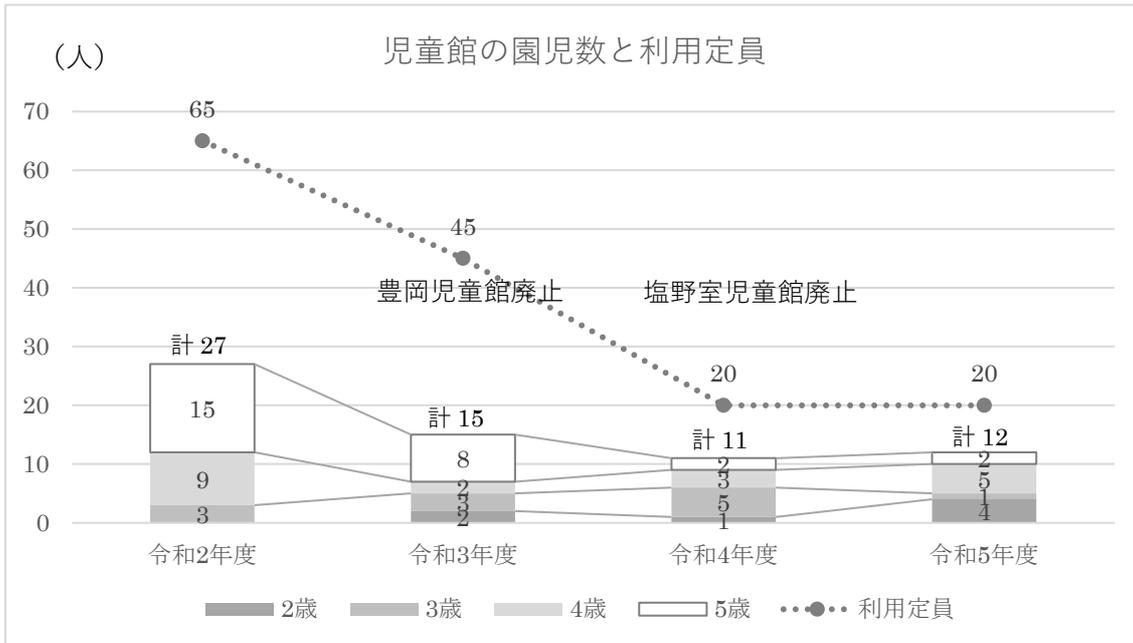
(8) へき地保育所の状況 (受入数と定員数の推移)

令和5年度において、日光市に設置されているへき地保育所は1か所(日光地域)で、利用定員は12人(認可定員19人)を確保しています。



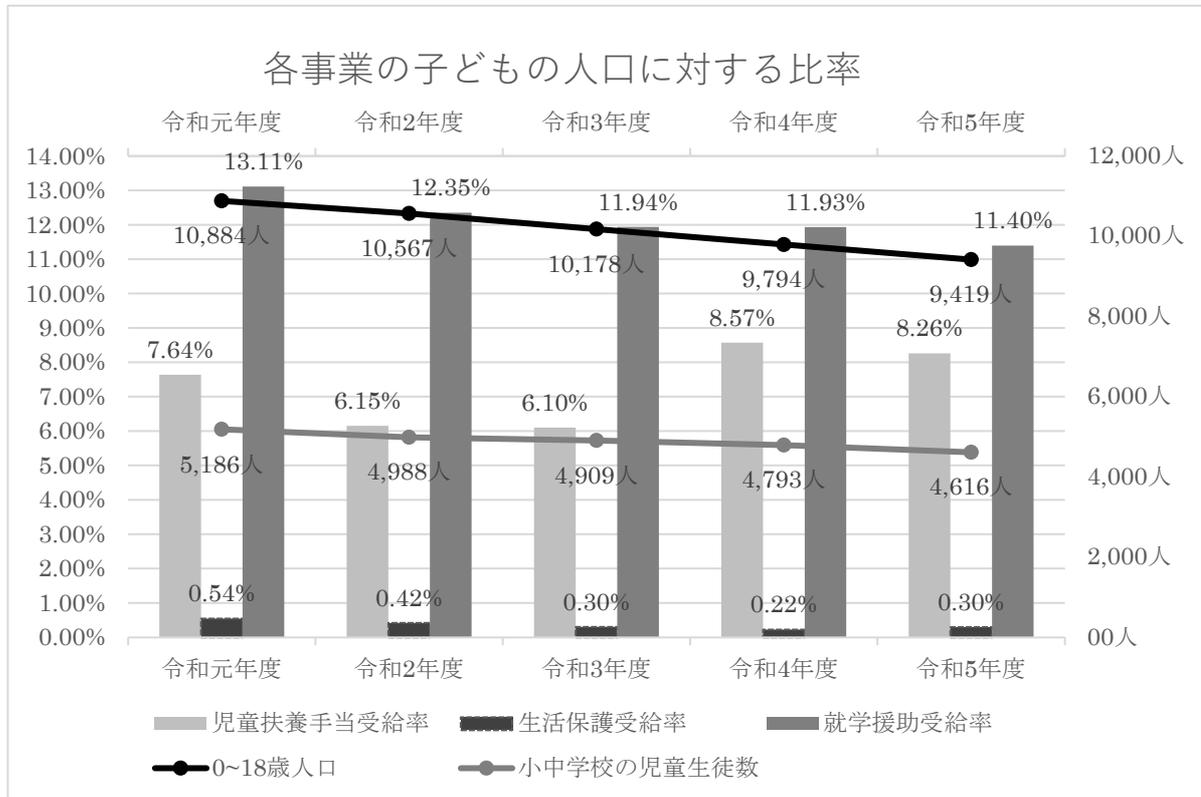
(9) 保育型児童館の状況 (受入数と定員数の推移)

保育型児童館は、設置当初、周辺に保育施設がない地域における農繁期の就労支援や子どもの育ちを支える役割を担うため、旧今市市時代に3か所に設置されました。しかし、近年、利用者が減少し、設置当初の役割が終了した施設を順次廃止したことから、令和5年度は、1か所(今市地域：落合地区)のみで、利用定員は20人となっています。



(10) 子どもの貧困に係る状況

日光市の18歳以下の人口及び小中学校の児童生徒数は減少傾向にある中で、各事業の支給割合は概ね横ばい傾向となっており、子どもの貧困に対し、支援が必要な世帯が常に一定数いると考えられます。



※児童扶養手当：父または母と生計を同じくしていない児童のいる家庭の、生活安定と自立促進を目的に手当を支給する事業。

※生活保護：生活に困っている方に対し、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援することを目的とした制度。

※就学援助事業：経済的な理由で小中学校へ就学することが困難な児童生徒の家庭に、学用品費、給食費、医療費、修学旅行費などの一部を援助する事業。

4 現状及びアンケート結果からみる課題

(1) 平日の定期的な幼児教育・保育事業

各保育事業において利用定員を下回る園児数であることから、適正な量を確保していると考えられます。今後、急激な少子化の進行や施設の老朽化等が懸念されることから、園児数の将来推計や利用者の保育ニーズを鑑みながら、各地域の特性や民間施設との役割分担を踏まえた施設の適正配置や実情に応じた保育体制を構築する必要があります。

(2) 地域の子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援事業を利用している人はアンケート回答者の約 2 割という現状になっています。今般のコロナ禍による影響も大きな要因のひとつと考えられますが、今後、市民ニーズを捉えた魅力ある事業の企画立案を進めるとともに、市民への効果的な周知を行うことが必要です。

(3) 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な幼児教育・保育事業

土曜・休日の「定期的」な事業の利用希望は決して高くはありませんが、月に 1～2 回の利用希望者を含めると 3 割程度の利用希望があります。また、幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望は更に高く、幼稚園利用者の約半数に利用希望があります。幼稚園利用者は減少傾向にありますが、これらのニーズに対応するため、一時預かり事業の受け皿を十分に確保していくことが必要です。

(4) 病児・病後児保育事業

病児・病後児のための保育施設等を利用したいというニーズは、子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人の 4 割程度となっています。病児・病後児への対処において、就労する保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されることから、本事業の受け皿を十分に確保するとともに、保護者への効果的な周知を図っていく必要があります。

(5) 不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等

一時的に事業を利用している人はアンケート回答者の 1 割未満という現状となっています。しかし、様々な要因による利用希望は 3 割程度あり、需要は見込まれていることから、今後も、継続した事業の供給体制を確保することが必要です。

(6) 学校入学後の放課後の過ごし方

就学後に放課後を過ごさせたい場所は、低学年・高学年ともに「自宅」や「習い事」の割合が高くなっていますが、公共的な場所としては「放課後児童クラブ」の割合が高く、そのニーズは低学年時の方が高いという結果となっています。急激な少子化が進行している現状はありますが、今後も、継続した供給体制を確保することが必要です。

(7) 育児休業の利用状況

第2期の調査結果（2019年）と比較して、母親、父親どちらも「取得した（取得中である）」と回答した割合が増加しました。この結果から、育児休業制度は普及が進んでいるものとみられます。

しかしながら、行政だけではなく、企業等をはじめとした関係機関において、制度のさらなる普及や取組の強化が求められています。

(8・9) 子育て全般について

子育て支援における満足度と重要度に関する回答結果を併せ見ると、最も重要度が高いとされている「子どもの安全」の満足度が「とても満足」と「やや満足」とを合わせても半数以下に留まっている結果となっています。満足度では、緊急時の預かりに関して満足度が低い状況であり、現在の一時預かりや病児病後児預かりの事業の利用意向が少ない事との関連が見られます。

子育て支援については、総合的な切れ目ない対応が求められていますが、各種の事業を展開する上で、「子どもの安全」や「緊急時の預かり」を主眼に置いた取り組みを進める必要があります。

(10) 子育て支援で、今後力を入れてほしいこと

今後の子育て支援については、「子どもが安心して遊べる場所」や「公園や歩道の整備」など、子どもの環境についての整備が求められています。また、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」、「児童手当の経済的支援」などの制度についても希望がある傾向があります。

(11) 子どもの居場所や遊び場に関する子どもの意見

子どもの意見に関する調査結果から、子どもたちは平日には友達と児童クラブで過ごすことが多く、その他には自分や友達の家、塾や習い事先で過ごしていること、休日には家族と公園や商業施設で過ごすことが多く、自分の家、塾や習い事先で過ごすことも多いことがわかりました。

また、子どもたちはゲームや体を動かす遊びを求めている調査結果となった一方で、保護者は自然や文化に関連する遊びを求めているという結果となりました。

こうしたことから、自然や文化資源を活用した体験が出来るものをはじめ、多様な居場所や遊び場が求められており、そうした場所へのアクセスを含め、子どもたちが安全・安心に過ごせる環境の整備を検討する必要があります。

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念と基本施策

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。」としています。

本計画においては、上記の考え方や当市の現状と課題を踏まえ、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援する」を基本理念とし、目的を達成するために6つの基本施策を掲げ、子育て支援施策を展開していきます。

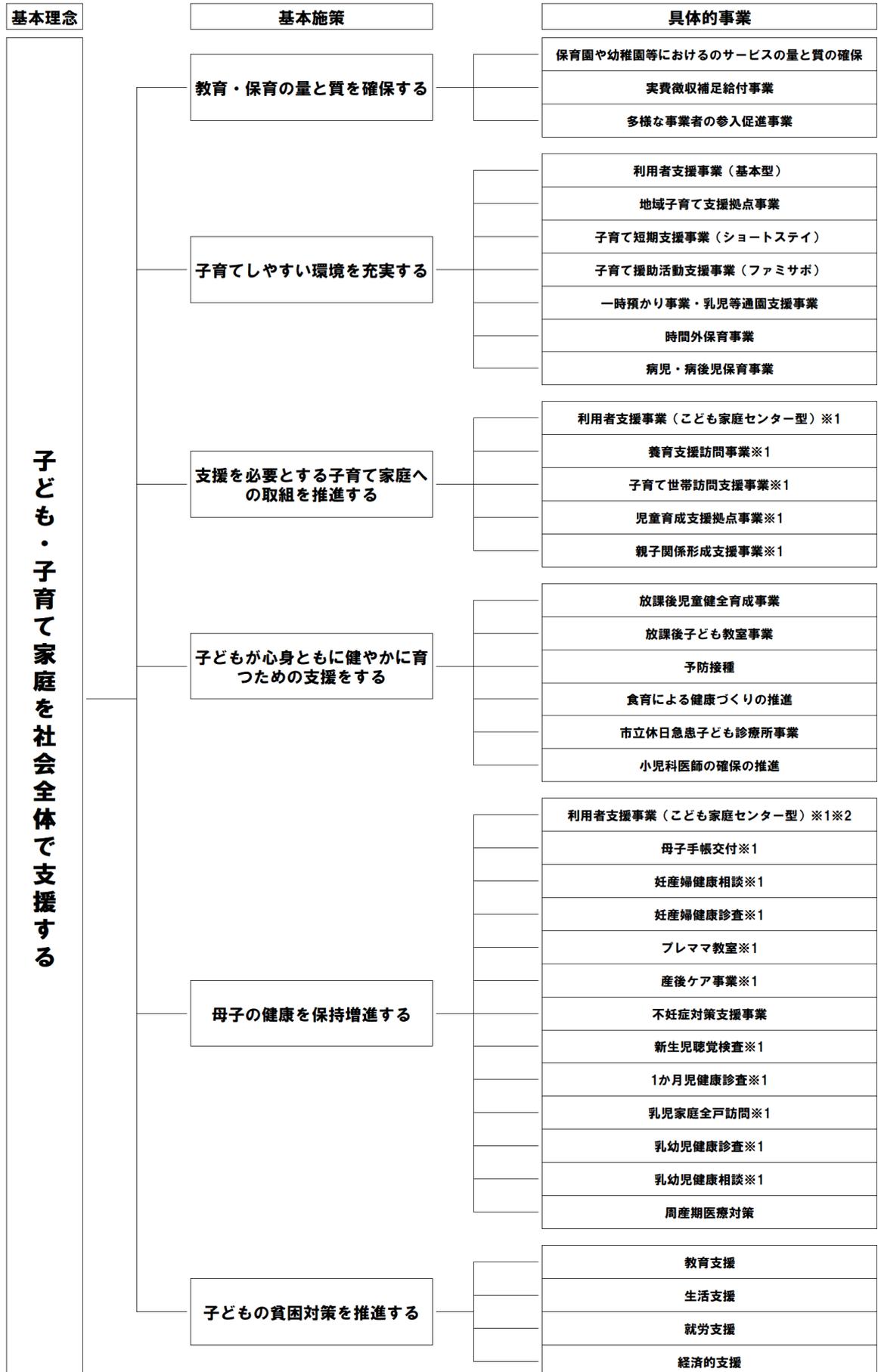
【基本理念】

子ども・子育て家庭を社会全体で支援する

【基本施策】

- (1) 教育・保育の量と質を確保する
- (2) 子育てしやすい環境を充実する
- (3) 支援を必要とする子育て家庭への取組を推進する
- (4) 子どもが心身ともに健やかに育つための支援を行う
- (5) 母子の健康を保持増進する
- (6) 子どもの貧困対策を推進する

2 施策の体系



※1 こども家庭センター事業
 ※2 再掲

第4章 乳幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

本章では、乳幼児期の「教育・保育」【認定区分/施設類型別】と「地域子ども・子育て支援事業」【事業種別】について、ニーズ調査の結果をふまえ、提供区域ごとにそれぞれの量の見込みと確保方策を定めます。

1 子ども・子育て支援制度による区分等

「教育・保育」の【認定区分/施設類型別】については、以下のとおりです。

【認定区分】

		幼稚園	保育園	認定こども園	小規模保育
1号認定	3～5歳児で教育を希望する子	○	-	○	-
2号認定	3～5歳児で保育の必要性がある子	-	○	○	-
3号認定	0～2歳児で保育の必要性がある子	-	○	○	○

【施設類型別】

特定教育・保育施設

幼稚園	保護者の就労等の保育の必要性にかかわらず、3～5歳児（1号認定）の幼児教育を提供する施設
保育園（保育所）	保護者の就労等の保育の必要性があり家庭での保育が困難な場合、0～5歳児（2～3号認定）に保育を提供する施設
認定こども園	上記の幼稚園と保育園の機能の両方を併せ持った1～3号認定の子どもを預かる施設

特定地域型保育施設

小規模保育事業	定員6～19人までの0～2歳児（3号認定）を対象とした比較的小規模な施設（事業） * 通常、満3歳到達日（2号認定）の年度末（3月末）まで利用可。 * 幼稚園や保育園等が近隣にない地域においては、5歳児まで保育を実施することができます。（特例保育・特別保育）
※ 他に「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」が特定地域型保育施設に含まれます。	

2 提供区域の設定（子ども・子育て支援法第61条）

事業計画の策定にあたっては、区域を設定したうえで、当該区域ごとに量の見込み（需要、ニーズ）と確保方策（供給、定員確保）を定めるものとされています。

日光市においては、前計画と同様に5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）を提供区域として設定し、それぞれの事業の利用実態や供給体制の状況を踏まえ、以下のとおり、5地域若しくは市内全域と定めます。

本計画における提供区域の設定

事業区分		提供区域
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	5 地 域
	2号認定（3～5歳：保育）	
	3号認定（0～2歳：保育）	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市 内 全 域
	地域子育て支援拠点事業	
	妊婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	子育て短期支援事業	
	子育て援助活動支援事業	
	一時預かり事業	
	時間外保育事業	
	病児・病後児保育事業	
	子育て世帯訪問支援事業	
	児童育成支援拠点事業	
	乳児等通園支援事業	
	産後ケア事業	
放課後児童健全育成事業	5 地 域	

3 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

乳幼児期の「教育・保育」については、その利用実態や提供体制から、市町村合併前の5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）において、量の見込みと確保の内容を定めます。

なお、提供体制の確保にあたっては、保育士等の質の確保・向上を図るため、各種研修を継続的に実施するなど、利用者が安心して子どもを預けることができる体制を構築します。

【量の見込み（必要利用定員総数）】

令和6年3月31日の園児数を基に算出した利用率を推計児童数に乗じて、令和7年度から11年度までの利用量（利用実人数）を、認定区分ごとに見込んでいます。

【確保の内容】

量の見込みに対して、施設の類型別に受入人数を設定し、提供体制を確保することとします。

○ 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度による、乳幼児期の教育・保育施設
（認定こども園、幼稚園、保育所）

○ 特定地域型保育事業

市町村の認可事業として実施する、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業

○ 認可外保育施設

児童福祉法上の認可を受けていない保育施設（保育型児童館を含む）

【過不足数（②-①）】

量の見込みに対する確保の内容の過不足数です。

日光市においては、量の見込みを幼稚園、保育所、認定こども園、保育型児童館等で全て確保することとしています。

日光市全域

	1年目 (令和7年度)					2年目 (令和8年度)					3年目 (令和9年度)					4年目 (令和10年度)					5年目 (令和11年度)									
	2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号							
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳						
① 量の見込み	259	31	856	74	185	233	251	27	850	68	181	219	247	25	838	61	172	212	244	28	814	57	166	205	237	23	807	52	160	199
② 特定教育・保育施設 (認可量・幼稚園・保育園)	275	32	926	137	195	266	275	32	891	133	185	255	275	32	891	134	186	252	275	32	841	124	174	239	275	32	841	124	174	239
特定地域型保育事業 (小規模保育)	2	0	12	9	10	14	3	0	10	12	12	14	3	0	10	12	12	14	3	0	10	12	12	14	3	0	10	12	12	14
認可外	0	0	42	4	5	8	0	0	16	3	4	4	0	0	16	3	4	4	0	0	16	3	4	4	0	0	16	3	4	4
小計	277	32	980	150	210	288	278	32	917	148	201	273	278	32	917	149	202	270	278	32	867	139	190	257	278	32	867	139	190	257
② - ①	18	1	124	76	25	55	27	5	67	80	20	54	31	7	79	88	30	58	34	4	53	82	24	52	41	9	60	87	30	58

今市地域

	1年目 (令和7年度)			2年目 (令和8年度)			3年目 (令和9年度)			4年目 (令和10年度)			5年目 (令和11年度)																	
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号											
		幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳		2歳	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳		1歳	2歳	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外		0歳	1歳	2歳	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳						
① 量の見込み	228	29	717	53	164	193	221	25	714	48	180	217	23	705	41	150	177	215	26	683	38	144	172	208	21	678	35	138	168	
② 特定教育・保育施設 (認可量・幼稚園・保育園)	235	30	752	106	177	210	235	30	717	103	167	198	235	30	717	103	167	198	235	30	667	93	155	185	235	30	667	93	155	185
特定地域型保育事業 (小規模保育)	0	0	0	6	6	7	0	0	0	6	6	7	0	0	6	6	7	0	0	0	0	6	6	7	0	0	0	6	6	7
認可外	0	0	36	3	4	4	0	0	16	3	4	4	0	0	16	3	4	4	0	0	16	3	4	4	0	0	16	3	4	4
小計	235	30	788	115	187	221	235	30	733	112	177	209	235	30	733	112	177	209	235	30	683	102	165	196	235	30	683	102	165	196
②-①	7	1	71	62	23	28	14	5	19	64	17	29	18	7	28	71	27	32	20	4	0	64	21	24	27	9	5	67	27	28

日光地域

	1年目 (令和7年度)				2年目 (令和8年度)				3年目 (令和9年度)				4年目 (令和10年度)				5年目 (令和11年度)							
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号					
		幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	2号	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	2号	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	2号	左記以外	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み	26	2	68	5	10	15	25	2	67	5	10	14	25	2	65	5	10	13	24	2	64	5	10	12
② 特定教育・保育施設 (認可外・幼稚園・保育園)	40	2	108	15	10	35	40	2	108	15	10	35	40	2	108	15	10	35	40	2	108	15	10	35
② 特定地域型保育事業 (小規模保育)	0	0	7	1	1	3	0	0	7	3	3	4	0	0	7	3	3	4	0	0	7	3	3	4
認可外	0	0	6	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	40	2	121	17	12	42	40	2	115	18	13	39	40	2	115	18	13	39	40	2	115	18	13	39
② - ①	14	0	53	12	2	27	15	0	48	13	3	25	15	0	50	13	3	26	16	0	51	13	3	27

藤原地域

	1年目 (令和7年度)			2年目 (令和8年度)			3年目 (令和9年度)			4年目 (令和10年度)			5年目 (令和11年度)																	
	1号	2号 幼児期の学校の教育の利用率が強い	3号 0歳 1歳 2歳 左記 以外	1号	2号 幼児期の学校の教育の利用率が強い	3号 0歳 1歳 2歳 左記 以外	1号	2号 幼児期の学校の教育の利用率が強い	3号 0歳 1歳 2歳 左記 以外	1号	2号 幼児期の学校の教育の利用率が強い	3号 0歳 1歳 2歳 左記 以外	1号	2号 幼児期の学校の教育の利用率が強い	3号 0歳 1歳 2歳 左記 以外															
① 量の見込み	3	0	69	14	9	23	3	0	67	13	9	23	3	0	66	13	10	20	3	0	65	12	10	19	3	0	64	11	10	18
② 確保方策	0	0	66	16	8	21	0	0	66	15	8	22	0	0	66	16	9	19	0	0	66	16	9	19	0	0	66	16	9	19
特定教育・保育施設 (認可園・幼稚園・保育園)	0	0	3	0	1	2	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1
特定地域型保育事業 (小規模保育)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外	0	0	69	16	9	23	1	0	67	16	9	23	1	0	67	17	10	20	1	0	67	17	10	20	1	0	67	17	10	20
小計	▲3	0	0	2	0	0	▲2	0	0	3	0	0	▲2	0	1	4	0	0	▲2	0	2	5	0	1	▲2	0	3	6	0	2

※「量の見込み」が「確保方策」を上回る部分において、1号認定については、今市地域での確保を基本とするとともに、利用者の状況に応じて、2号認定での確保も視野に入れ確保していくこととする。また、特定地域型保育事業の特例として確保することも想定する。

足尾地域

	1年目 (令和7年度)			2年目 (令和8年度)			3年目 (令和9年度)			4年目 (令和10年度)			5年目 (令和11年度)		
	1号	2号 幼児期の学校の教育の 利用希望が強い 左記以外	3号 0歳 1歳 2歳	1号	2号 幼児期の学校の教育の 利用希望が強い 左記以外	3号 0歳 1歳 2歳	1号	2号 幼児期の学校の教育の 利用希望が強い 左記以外	3号 0歳 1歳 2歳	1号	2号 幼児期の学校の教育の 利用希望が強い 左記以外	3号 0歳 1歳 2歳	1号	2号 幼児期の学校の教育の 利用希望が強い 左記以外	3号 0歳 1歳 2歳
① 量の見込み	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1
② 確保方策	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0
特定教育・保育施設 (認可外・幼稚園・保育園)	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1
特定地域型保育事業 (小規模保育)	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0
認可外	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0
小計	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1
② - ①	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0

栗山地域

	1年目 (令和7年度)			2年目 (令和8年度)			3年目 (令和9年度)			4年目 (令和10年度)			5年目 (令和11年度)		
	1号	2号 幼児期の学校 教育の 利用希 望が強 い 左記 以外	3号 0歳 1歳 2歳	1号	2号 幼児期の学校 教育の 利用希 望が強 い 左記 以外	3号 0歳 1歳 2歳	1号	2号 幼児期の学校 教育の 利用希 望が強 い 左記 以外	3号 0歳 1歳 2歳	1号	2号 幼児期の学校 教育の 利用希 望が強 い 左記 以外	3号 0歳 1歳 2歳	1号	2号 幼児期の学校 教育の 利用希 望が強 い 左記 以外	3号 0歳 1歳 2歳
① 量の見込み	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1
② 特定教育・保育施設 (認可量・幼稚園・保育園)	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0
② 特定地域型保育事業 (小規模保育)	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1
認可外	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0
小計	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1	1	0 1	1 1 1
② - ①	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0	0	0 0	0 0 0

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

アンケート結果及び実績、人口推計等を考慮し、各事業の量の見込みと確保方策を定めます。

(1) 利用者支援事業 〈実績に基づく市の独自推計〉

【R5 実績】

基本型:3か所/地域子育て支援センター・親子ふれあいひろば(日光・鬼怒川)

地域子育て相談機関:3か所/地域子育て支援センター・親子ふれあいひろば(日光・鬼怒川)

母子保健型:1か所/子育て世代包括支援センター(健康課内)

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、子どもや子育てについて、支援の情報提供及び必要に応じ、包括的に相談・助言等を行い、関係機関等と連携調整を行います。

※R6～「子育て世代包括支援センター」から「こども家庭センター」に移行しました。

【量の見込みと確保方策】

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (か所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
	地域子育て相談機関	3	3	3	3	3
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
② 確保方策 (か所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
	地域子育て相談機関	3	3	3	3	3
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
② - ①(基本型・特定型)		0	0	0	0	0
② - ①(地域子育て相談機関)		0	0	0	0	0
② - ①(こども家庭センター型)		0	0	0	0	0

(1) - 2 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

〈国の手引きに基づく推計（人口推計）〉

【R5実績】

1,146回

【事業概要】

妊娠中の健康管理のため、妊娠期間中に健康状態等を把握し、助産師、保健師、管理栄養士による健康相談を家庭訪問等により実施します。

※子ども・子育て支援法改正による新規事業

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み（回）	1,096	1,067	1,046	1,008	983
② 確保方策（回）	1,096	1,067	1,046	1,008	983
② - ①	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

〈実績に基づく市の独自推計〉

【R5実績】

3か所/地域子育て支援センター・親子ふれあいひろば（日光・鬼怒川）

年間利用者 9,528 人/月間利用者 794 人

【事業概要】

乳幼児及び保護者の相互交流や子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み（人/月）	700	680	660	640	620
② 確保方策（施設数）	3	3	3	3	3

(3) 妊婦健康診査 〈市の独自推計(人口推計)〉

【R5実績】

年間 3,379 人

【事業概要】

妊娠時の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊娠中の健診費用に対する経済支援をします。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (人)	3,156	3,072	3,012	2,904	2,832
② 確保方策 (人)	3,156	3,072	3,012	2,904	2,832
② - ①	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 〈市の独自推計(人口推計)〉

【R5実績】

256 人

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、助言や情報提供することにより、育児不安の軽減を図り、乳児家庭の孤立化防止や乳児の健全な育児環境の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (人)	263	256	251	242	236
② 確保方策 (人)	263	256	251	242	236
② - ①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業 <実績に基づく市の独自推計(人口推計)>

【R5実績】

530人

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援が必要な家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう助言等を行います。

※R6～家事援助は(14)子育て世帯訪問支援事業に移行します。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み(人)	242	227	221	217	209
② 確保方策(人)	242	227	221	217	209
② - ①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ) <実績に基づく市の独自推計(人口推計)>

【R5実績】

36人

【事業概要】

保護者の疾病等により家庭での養育が困難な児童に必要な保護を行います。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み(人)	33	32	30	29	28
② 確保方策(人)	33	32	30	29	28
③ 施設数(か所)	3	3	3	3	3
② - ①	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) <実績に基づく市の独自推計(人口推計)>

【R5実績】

943人(送迎・その他援助・産前産後支援)

【事業概要】

乳幼児や児童の預かり等を会員相互の援助活動により行います。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み(人)	856	816	779	741	708
② 確保方策(人)	856	816	779	741	708
② - ①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育) <実績に基づく市の独自推計(人口推計)>

【R5実績】

11,147人

【事業概要】

幼稚園における「預かり保育」を行っています。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み(人)	11,000	10,450	9,930	9,440	8,970
② 確保方策(人)	11,000	10,450	9,930	9,440	8,970
③ 施設数(か所)	6	6	6	6	6
② - ①	0	0	0	0	0

(8) - 2 一時預かり事業（在園児対象型を除く）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター*病児・緊急対応強化型事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）〈実績に基づく市の独自推計(人口推計)〉

【R5実績】

420人/一時預かり 283人 子育て援助活動支援一時的な預かり(ファミサポ) 137人
4か所/並木保育園、所野保育園、すくやか保育園、ファミリー・サポート・センター

【事業概要】

指定保育園の「一時保育」を行っています。

【量の見込みと確保方策】

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (人)		400	390	380	370	360
② 確保方策 (人)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	270	270	260	260	250
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化型事業を除く)	130	120	120	110	110
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
③ 施設数 (か所)	一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	4	4	4	4	4
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
② - ①		0	0	0	0	0

※トワイライトステイ … 母子家庭等が一定の事由により児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設等で預かる事業

(9) 時間外保育事業（延長保育） 〈実績に基づく市の独自推計(人口推計)〉

【R5実績】

271人

【事業概要】

指定施設において通常の利用日及び時間外に「延長保育」を行っています。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (人)	270	260	250	240	230
② 確保方策 (人)	270	260	250	240	230
③ 施設数 (か所)	22	21	21	20	20
② - ①	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業（ファミリー・サポート・センター事業〈病児・緊急対応強化事業〉含）〈実績に基づく市の独自推計(人口推計)〉

【R5実績】

年 389 人 / 病児・病後児 369 人 ファミリー・サポート・センター 20 人

5 か所 / 病児(済生会宇都宮病院)・病後児(明神保育園・所野保育園・すくやか保育園・ファミサポ)

【事業概要】

病院や保育所付設の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。

【量の見込みと確保方策】

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み(人)		370	360	350	340	330
② 確保方策 (人)	病児保育事業	350	340	330	320	310
	子育て支援活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	20	20	20	20	20
③ 施設数 (か所)	病児・病後児対応型	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

※病児・緊急対応強化事業 … ファミリー・サポート・センターにおける病児・病後児の預かりや早朝・夜間等の緊急な預かり、宿泊を伴う預かり

(11) 放課後児童健全育成事業 <実績に基づく市の独自推計(人口推計)>

日光市全域

【R5実績】

1,487人

【事業概要】

地域の児童クラブや児童館、たんぼぼ広場において、放課後の児童の居場所づくりを行っています。

【量の見込みと確保方策】

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み(人)	1年生	275	250	240	225	195
	2年生	305	280	270	240	225
	3年生	265	270	245	235	220
	4年生	215	195	200	180	170
	5年生	225	210	185	190	175
	6年生	170	190	180	160	165
	合計	1,455	1,395	1,320	1,230	1,150
② 確保方策(人)		1,965	1,965	1,965	1,965	1,965
③ 施設数(か所)		49	49	49	49	49
② - ①		510	570	645	735	815

【R5実績】今市地域：1,321人

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (人)	1年生	250	235	220	205	185
	2年生	255	240	230	215	200
	3年生	250	250	230	220	205
	4年生	185	170	170	160	150
	5年生	200	185	170	170	160
	6年生	150	175	165	150	150
	合計	1,290	1,255	1,185	1,120	1,050
② 確保方策(人)		1,745	1,745	1,745	1,745	1,745
③ 施設数(か所)		42	42	42	42	42
② - ①		455	490	560	625	595

【R5実績】日光地域：109人

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み(人)	1年生	10	10	10	10	5
	2年生	45	30	35	20	20
	3年生	10	15	10	10	10
	4年生	20	15	20	15	15
	5年生	15	20	10	15	10
	6年生	15	10	15	10	15
	合計	115	100	100	80	75
②確保方策(人)		150	150	150	150	150
③施設数(か所)		4	4	4	4	4
② - ①		35	50	50	70	75

※小来川地域は小学校統廃合先の今市地域に見込む。

【R5実績】藤原地域：46人

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み(人)	1年生	15	5	10	10	5
	2年生	5	10	5	5	5
	3年生	5	5	5	5	5
	4年生	5	5	5	5	5
	5年生	5	5	5	5	5
	6年生	5	5	0	0	0
	合計	40	35	30	30	25
②確保方策(人)		40	40	40	40	40
③施設数(か所)		2	2	2	2	2
② - ①		0	5	10	10	15

【R5実績】足尾地域：11人

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み(人)	小学校低学年	0	0	0	0	0
	小学校高学年	10	5	5	0	0
	合計	10	5	5	0	0
②確保方策(人)		30	30	30	30	30
③施設数(か所)		1	1	1	1	1
② - ①		20	25	25	30	30

【R5実績】栗山地域：0人

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込(人)	小学校低学年	0	0	0	0	0
	小学校高学年	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
②確保方策(人)		0	0	0	0	0
③施設数(か所)		0	0	0	0	0
② - ①		0	0	0	0	0

(12) 実費徴収補足給付事業

【R5実績】

実績なし

【事業概要】

この事業は、新制度未移行園に通う低所得世帯等の経済的負担軽減を図る事業です。市内では全園(特定教育・保育施設)が新制度に移行していますが、市外へ通園する世帯の所得状況等を確認のうえ、必要に応じて実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進事業

【R5実績】

実績なし

【事業概要】

この事業は、民間事業者による教育・保育事業の新規参入等について、相談・助言等により支援する事業です。市では、必要に応じて新規参入等事業者の支援を行います。

<児童福祉法改正による新規3事業>

(14) 子育て世帯訪問支援事業〈国の手引きに基づく推計(人口推計)〉

【R5実績】

293件

【事業概要】

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、特に支援が必要な家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援等を行います。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (件)	282	271	259	247	236
② 確保方策 (件)	282	271	259	247	236
② - ①	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に関する課題を抱える児童等に対して、安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動等の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援等を行います。

【量の見込みと確保方策】

区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (件)	54	55	55	55	55
② 確保方策 (件)	54	55	55	55	55
② - ①	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

親子間の適切な関係性の構築を目的とし、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行います。

当市では、一般保護者向けのセミナーを行うとともに、支援を要する親子に対しては、個々の状況に応じ、県等で実施しているプログラム等を紹介していきます。

<子ども・子育て支援法改正による新規2事業>

(17) 乳児等通園支援事業〈国の手引きに基づく推計(人口推計)〉

【事業概要】

保育所等を利用していない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず預かりを行います。

【量の見込みと確保方策】

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (人/月)	0歳児	8	7	7	7	7
	1歳児	7	8	8	8	8
	2歳児	5	5	6	6	7
② 確保方策 (人/月)	0歳児	4	8	8	8	8
	1歳児	5	11	11	11	11
	2歳児	5	11	11	11	11
② - ①		▲4	1	1	1	1
② - ①		▲2	3	3	3	3
② - ①		0	6	5	5	4

※「確保方策」の受入実施施設については、1年目は7施設、制度本格実施となる2年目以降は15施設の見込み。1施設あたり、1日2名の受入を想定しており、利用者の利用時間により受入可能人数は増加調整が可能のため、「量の見込み」が「確保方策」を上回る1年目(R7)の部分については、各実施施設の受入調整により、利用確保していくこととする。

(18) 産後ケア事業〈国の手引きに基づく推計(人口推計)〉

【R5実績】

4件

【事業概要】

産後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するために、医療機関等において心身のケアを行います。

【量の見込みと確保方策】

区分		1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み (件)		33	32	32	30	30
② 確保方策 (件)		33	32	32	30	30
② - ①		0	0	0	0	0

5 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

(1) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

児童の健全育成を図るため、就労などにより放課後に保護者のいない家庭の小学校6年生までを受け入れる放課後児童クラブ、小規模小学校区における全児童を対象としたたんぼぼ広場の環境整備や指導員の確保を推進し、遊び場や生活の指導を行います。

事業実施にあたっては、研修等の充実により指導員の質の確保と向上を図り、支援を要する児童に対するきめ細かな対応や指導員の加配を行います。

また、今後想定される小中学校の統廃合においては、児童クラブの統廃合や増設、運営形態の見直しなどについて検討し、適切な児童の居場所づくりを推進していきます。

(2) 放課後子ども教室事業

【事業概要】

市内小中学校等を利用して、地域の様々な資質を有する住民の参画を得て、児童等に様々な体験・交流・学習の機会を提供し、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するとともに、次世代を担う人材の育成を実施する。

なお、実施にあたっては、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、福祉部局と教育委員会とで情報を共有することで、放課後児童クラブとの連携を図っていきます。

6 母子保健計画

1. 現状と課題（妊娠・出産・子育ての状況）

項目	現状及び課題
人口減少と 少子化の進行	<ul style="list-style-type: none"> ・総人口は年々減少している。中でも、出生数は4年前と比較し、年間100人以上の減少と深刻な状況にあることから、0～14歳の年少人口の割合は大幅に減少し、少子高齢化が更に顕著となっている。
支援が必要な妊産婦や子育て世代家庭の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境、養育力、心身の健康状態等において支援が必要な妊産婦が約20%を占めている。妊娠届出時面接、妊娠期間中の電話連絡、及び産科医療機関や家庭児童相談室との連携により状況把握しやすい環境となり、妊娠期から介入支援する家庭が増えている。 ・子育てにおいて、「落着き」「対人コミュニケーション」「育児ストレス・不安」等による保護者の心理面や育児の支援・サポートのため、相談対応が必要な状況にある。 ・保健・医療分野のみならず、家庭や地域の関係機関等との連携による地域での切れ目ない支援が求められている。
子育ての不安や負担の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業では、養育環境や産後うつによる支援が必要な家庭が全体の約25%を占め継続支援を行っている。 ・令和5年度の健やか親子21アンケート集計結果より、お子さんの育てにくさを「いつも感じる」「時々感じる」と回答した割合は、4か月児10.6%、1.6歳児13.7%、3歳児26.1%と年齢が上がるにつれて割合が高くなっている。
母子保健医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化は進んでいるものの、住んでいる地域で妊産婦・乳幼児が安心して医療が受けられる体制が求められている。

2. 目標

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援、及び子どもと親が元気に過ごす健康づくりの推進

3. 施策

- ①妊娠・出産期の健康支援
- ②子どもの成長に応じた支援
- ③安心な医療体制の確保（母子保健医療体制の確保）

(施策ごとの事業)

施策 No.	事業名	担当課	事業内容
①	母子手帳交付	健康課	妊娠届出の際に、保健師等が原則全員の妊婦さんと面接して母子健康手帳等を交付し、妊娠中の生活や子育て、市の事業、医療制度等についての情報提供を行います。
	妊産婦健康相談	健康課	妊娠中の健康管理のため、妊娠期間中に健康状態等を把握し、助産師、保健師、管理栄養士による健康相談を家庭訪問等により実施します。
	妊産婦健康診査	健康課	母子健康手帳交付時に健診費用が助成される「妊産婦健康診査受診票」を交付します。
	プレママ教室	健康課	妊娠・出産前後の健康管理のための生活習慣や育児手技を身につけるための教室を開催します。
	産後ケア事業	健康課	産後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するために、医療機関等において心身のケアを行います。
	不妊症対策支援事業	子ども家庭支援課	不妊治療が必要と医師に判断され、医療機関で不妊治療を受けた方に治療費の一部を助成します。
②	新生児聴覚検査	健康課	新生児の聴覚に関する機能の状況を早期確認、早期対応するために、聴覚検査に要する費用の一部を助成します。
	1か月児健康診査	健康課	疾病や異常の早期発見、保護者への養育支援を目的に健康診査を行います。
	乳児家庭全戸訪問	健康課	4か月までの乳児のいる全家庭を助産師、保健師が訪問して、母親と乳児の健康状態や養育環境等を把握し、産婦への保健指導や子育てに関する助言を行います。
	乳幼児健康診査	健康課	乳幼児のより良い発育発達と疾病や異常の早期発見、保護者への養育支援を目的に健康診査を行います。
	乳幼児健康相談	健康課	乳幼児と保護者を対象に、育児や発達に関する不安や悩みに対応するため、保健師、管理栄養士、その他の専門職による各種個別相談や、関係機関等との連携による支援を行います。
	予防接種	健康課	伝染のおそれがある感染症の発生とまん延防止のため、「予防接種法」に基づく予防接種を行います。

	食育による健康づくりの推進	健康課	日光市食育推進計画に基づき、乳幼児期における食生活の基礎づくりや、学童期における望ましい食習慣づくりに向けた取組みをします。
③	周産期医療対策	健康課	地域において安心して出産するために必要な医療を提供できる体制を確保します。
	市立休日急患こども診療所事業	健康課	休日における入院を必要としない小児の救急医療体制を確保します。
	小児科医師の確保の推進	健康課	地域において、子どもが安心して医療を受けることができる環境を確保します。

4. 成果指標（数値目標）

施策 No.	指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
①	母子手帳交付時面接の実施率	100%	100%
	妊産婦健康診査受診率	100%	100%
②	乳児家庭全戸訪問実施率	98.5%	99.0%
	乳幼児健康診査受診率	96.7%	99.0%
	MR ワクチン接種率	93.7%	100%

7 子どもの貧困対策計画

1 現状と課題

子どもの貧困は、親や子どもに貧困の自覚がなかったり、自覚があっても、行政に支援を求めなかったりと現状が見えにくいといわれています。厚生労働省が令和4年に実施した国民生活基礎調査によると、日本の子どもの貧困率は11.5%となっており、前回調査時（平成30年）の14.0%より若干の改善がみられるものの、日本の子どものおよそ9人に1人が貧困状態であり、依然として高い水準となっています。

当市においても、貧困状態にある子どもへの対応は課題となっており、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会を確保するため、各種施策を実行していく必要があります。

2 各種施策

(1) 教育支援

家庭の経済的な理由によって、子どもの学習機会が損なわれないよう、学習環境の確保や進学に向けて支援します。

主な関連事業

生活困窮者自立支援・学習支援事業、児童生徒就学援助事業、奨学金貸付事業

(2) 生活支援

貧困により子どもの生活が左右されないよう、保護者等の健全な生活の確保に向けて支援します。

主な関連事業

妊産婦健康診査事業、子ども食堂運営補助事業、子どもの居場所づくり事業、乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業

(3) 就労支援

生活困窮の状態にある子育て世帯が安心して暮らせるよう、安定した収入の確保に向けて支援します。

主な関連事業

自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、特定教育・保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て援助活動支援事業

(4) 経済的支援

支援を必要とする家庭の経済的な負担の軽減を図るため、各種給付等を行います。

主な関連事業

児童扶養手当支給事業、ひとり親医療費助成事業、こども医療費助成事業

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進と他計画との連携

本計画では、令和7年度から11年度の5か年間の『幼児教育・保育』と『地域子ども・子育て支援事業』について、提供区域を設定し、量の見込みとそれに対する確保の内容、実施時期を定めました。

今後、これらの事業の利用を希望する子どもや家庭が、希望に応じた利用をすることができるよう、引き続き、地域の実情に応じた幼児教育・保育施設の適正配置や、各種事業の受け入れ態勢の整備、効果的な情報発信、周知啓発に努めます。

なお、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえた本計画の推進は、日光市地域福祉計画、日光市障がい福祉計画等と調和・連携することで、子どもの健やかな成長と子育てしやすいまちづくりに寄与します。

また、こども基本法により、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられています。栃木県では、令和7年度から令和11年度を計画期間とする、栃木県こども計画（仮称）が策定されることとなっています。本市においては、こども基本法に基づく市町村こども計画を子ども・子育て支援法に基づく本計画と一体化し、本市のこども施策に関する事項を定めた総合的な計画として、今後、策定を検討します。

2 計画に関する情報提供及び周知・啓発

本計画については、関係者や関係団体等へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、今後の進捗状況や子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援に関する各種サービスについても、市民・利用者目線での情報提供に努めます。

3 計画の検証と補正

計画の実現のためには、計画に即した事業が円滑に実施できるように管理するとともに、需要と供給のバランスがとれているかを把握し、検証することが必要です。

このため、年度ごとに施設の状況や事業の進捗状況を把握し、利用実績と必要量とのバランスを検証し、乖離が生じた場合には補正することを検討します。

なお、計画の推進、量の見込みや確保方策の補正にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、条例により市の附属機関として設置した「日光市子ども・子育て審議会」の意見を踏まえて進めることとします。